

< 平成 22 年度 ~ 平成 26 年度 >



川辺町次世代育成支援後期行動計画

平成 22 年 3 月

川 辺 町

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 統計から見る少子化等の現状	2
3 計画の見直しの基本的視点	4
4 計画の性格と位置づけ	5
5 計画の期間	5
6 策定委員会の設置	6
7 子育てに関するアンケート調査の実施	6
第 2 章 川辺町の現状	7
川辺町の人口及び世帯の動向	7
1 人口の動向	7
2 世帯の動向	11
3 未婚率の状況	14
保護者の就業状況と子育て意識	15
1 保護者の就業状況	15
保育サービスの現状	17
1 保育等サービスの現状	17
2 特別保育事業	20
その他の子育て支援施策	23
1 コミュニティママ子育てサポート事業	23
2 家庭教育学級	24
就学児童・生徒の現状	26
1 小・中学生の現状	26
2 放課後児童保育施設等の状況	28
3 児童館等の状況	29
4 子どもの健全育成活動の状況	29
障がい児療育・教育の現状	31
1 親子教室	31
2 障がい児教育	32
保健・医療の現状	33
1 母子健康手帳の交付	33
2 妊婦学級（さわやかママ教室）	34
3 パパママクラス	34
4 訪問指導	35
5 妊婦健診	36
6 乳幼児健診	37

7	育児相談	39
8	思春期教室	41
9	医療費助成	41
	公園・遊び場	43
1	公園等の状況	43

第3章 計画の基本的な考え方 45

計画の基本理念	45
計画の基本目標	46
計画の体系	47

第4章 基本計画 49

子どもがのびのび育つまちづくり	49
1 子育て意識の高揚	49
2 子どもの人権擁護と相談体制の充実	50
3 生きる力を育む教育の推進	53
子どもを楽しく育てるまちづくり	57
1 母子の健康づくり支援の充実	57
2 家庭における子育て支援	60
3 仕事と子育ての両立支援	62
子どもを地域で育てるまちづくり	66
1 安全・安心な生活環境の整備	66
2 地域コミュニティづくり支援	69

第5章 計画の数値目標 75

将来人口推計	75
1 総人口	75
2 児童人口	76
数値目標の設定	77
1 12事業の目標事業量の設定	77
2 川辺町における数値目標の設定	78

第6章 計画の推進にあたって 81

計画の推進体制の整備	81
1 庁内における推進体制の充実	81
2 住民の主体性を重視した子育て環境づくり	81

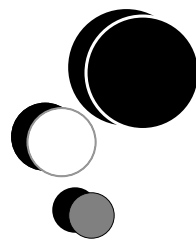
川辺町次世代育成支援後期行動計画

発行年月 平成22年3月

発 行 川辺町教育委員会

〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518-4

電 話：0574-53-2650



第 1 章 計画策定にあたって

計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、わが国では出生数や合計特殊出生率（女性が一生の間に産む子どもの数を示す値）は低下し続けており、人口を維持することが難しい状況に陥っています。また、従来少子化の主たる要因とされてきた晩婚化に加え、「夫婦出生力の低下」という新たな現象がみられ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予測されています。

国においては、平成 11 年に中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針である「少子化対策推進基本方針」、「新エンゼルプラン」の策定に続き、平成 14 年には「少子化対策プラスワン」を発表するなど、少子化対策に積極的に取り組んできました。しかしながら、依然として少子化の進行に歯止めがかからないことから、平成 15 年 7 月には、すべての子どもと子育て家庭が安心して暮らすことができる環境づくりを目指し、「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。これに基づき市町村では「行動計画」を策定することが義務づけられました。さらに、平成 19 年 12 月には、少子化の主要因を「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造と捉え、それを解消するため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の 2 つを柱とする「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられるなど、総合的な少子化対策の指針が示されています。

本町においては、平成 10 年 3 月に「川辺町児童育成計画」を策定し、安心して子どもを産み、育てるための環境づくりに取り組んできました。また、平成 17 年 3 月には、「川辺町次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもの健全育成と、子育て家庭の支援施策を計画的に推進してきました。本年平成 21 年度は前期計画期間の最終年度となり、子育てに関するアンケート調査などの計画改定作業を進めています。平成 22 年度からの後期計画においては、これまでの計画を継承しつつ、保育サービス等の子育て支援サービスのさらなる充実を図るとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に重点を置いたすべての子育て家庭を支援する総合的な計画として策定していきます。

2 統計から見る少子化等の現状

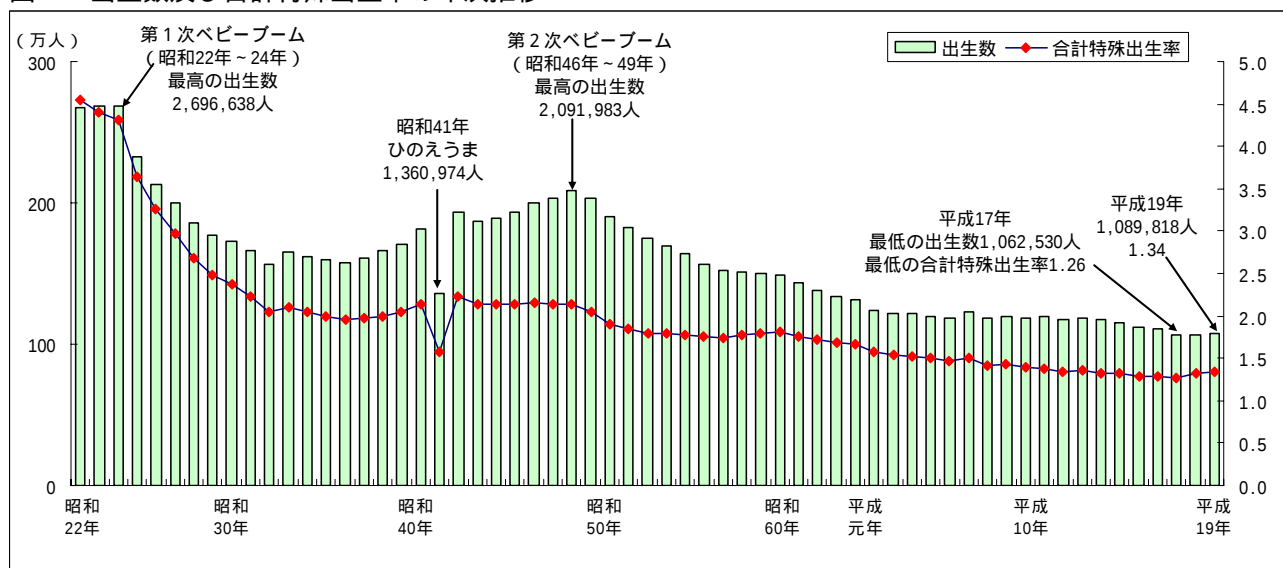
出生数と合計特殊出生率

厚生労働省の「人口動態統計」によると、平成17年の出生数は、初めて110万人台を割り込み、106万2530人と過去最低を記録し、*合計特殊出生率も、1.26と過去最低を記録しました。平成19年には、出生数は108万9,818人、合計特殊出生率は1.34となっており、平成17年のレベルからは上昇していますが、低い水準で推移しています。

* 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



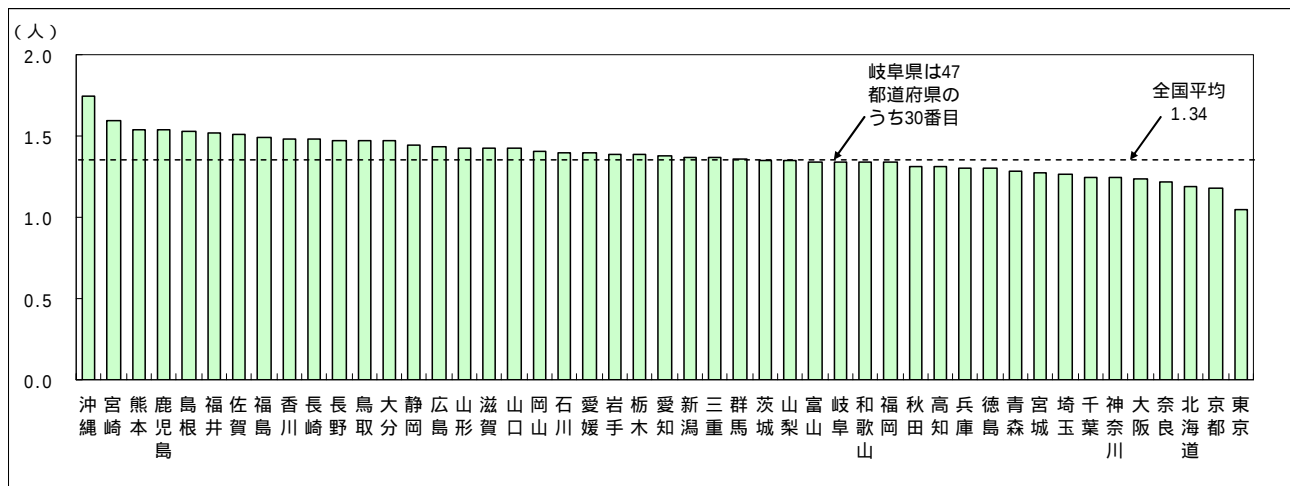
資料：厚生労働省「人口動態統計」

都道府県別合計特殊出生率

平成19年の全国の合計特殊出生率は1.34でしたが、47都道府県でみると、この平均を上回るのは29、下回るのは14となっています。合計特殊出生率が最も高い県は、沖縄県で1.75であり、最も低い県は東京都で1.05となっています。

岐阜県は、1.34となっており、全国で平均的なポジションに位置しています。東海地方の他県をみると愛知県は、1.38、三重県は、1.37と平均の値である1.34を若干上回っています。

図2 都道府県別合計特殊出生率（平成19年）

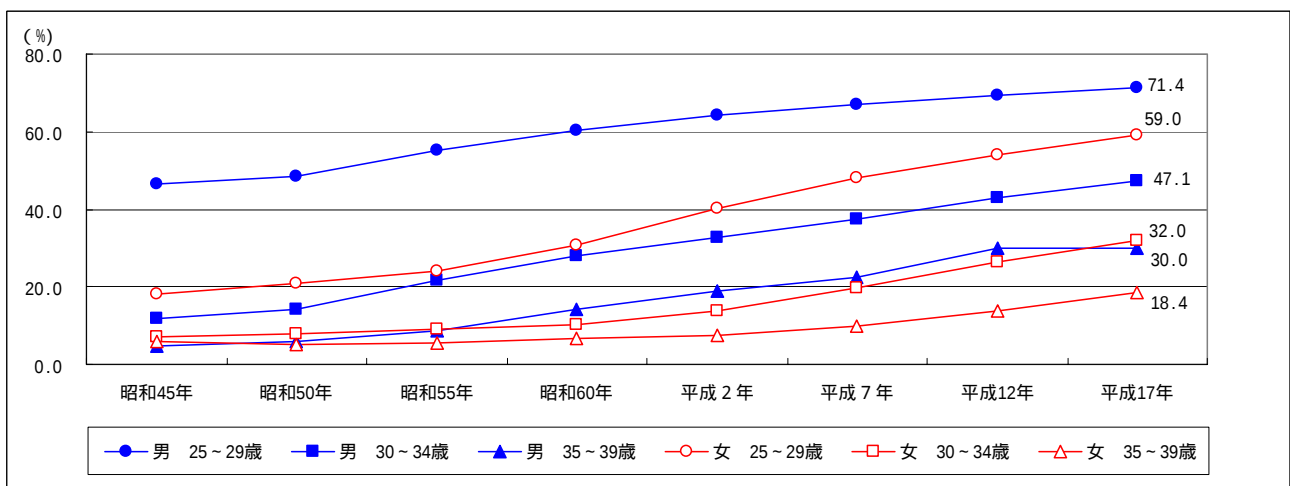


資料：厚生労働省「人口動態統計」

未婚率

平成17年の総務省の「国勢調査」によると、25～39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇しています。男性では、25～29歳で71.4%、30～34歳で47.1%、35～39歳で30.0%、女性では、25～29歳で59.0%、30～34歳で32.0%、35～39歳で18.4%となっています。30年前の昭和50年には、30代の男性・女性ともに約9割が結婚していたことを考えると、この間未婚化が急速に進行してきたことがうかがえます。

図3 年齢別未婚率の推移



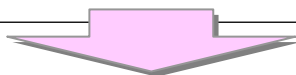
資料：総務省統計局「国勢調査報告」

3 計画の見直しの基本的視点

国は平成15年7月に成立した、「次世代育成支援対策推進法」の第7条第1項の規定により行動計画策定指針が設けられ、8つの指針に基づき前期計画は策定されました。後期計画においては、その後の子育て環境の変化を踏まえ、新たな視点を加えた、9つの基本的視点が求められています。

【前期計画策定時の基本的視点】

- 1 子どもの視点
- 2 次世代の親づくりという視点
- 3 サービス利用者の視点
- 4 社会全体による支援の視点
- 5 すべての子どもと家庭の支援の視点
- 6 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- 7 サービスの質の視点
- 8 地域特性の視点



【後期計画策定にあたっての基本的な9つの視点】

1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する。

2 次世代の親づくりという視点

子どもを「将来の親」としてとらえ、長期的な視野に立って豊かな人間性、自立性を育む。

3 サービス利用者の視点

多様かつ個別のサービスニーズに柔軟に対応する。

4 社会全体による支援の視点

保護者が子育ての第一義的責任者であるという認識の下に国・自治体・企業や地域を含めた社会全体による支援の仕組みをつくる。

新たに追加された視点

5 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現する。

6 すべての子どもと家庭の支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、専業主婦・主夫家庭も支援する。

7 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域活動団体や民間事業者、各種施設、地域の自然や伝統などの社会資源を活用する。

8 サービスの質の視点

サービス提供量確保と情報公開やサービス評価などに取り組む。

9 地域特性の視点

人口構造や産業構造、社会資源の違いにより支援策も異なることから、自治体はこれらの特性を踏まえた主体的な取り組みを進める。

4 計画の性格と位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」として位置づけられており、今後の本町の少子化対策・子育て支援を推進するための指針となるものです。

また、策定にあたっては、国の『行動計画策定指針』や岐阜県の『輝けぎふっ子「アクションプラン」(岐阜県次世代育成支援対策推進行動計画)』、本町の上位計画である『川辺町第4次総合計画』や関連計画との整合性を図りながら、本町の子どもの健全育成と子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を定めるものです。

5 計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、計画の期間は平成17年度から平成26年度までの10年間とします。このうち、前期計画(平成17年度から平成21年度までの5年間)の見直しを平成21年度に行い、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期計画として策定します。また、計画期間中においても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期計画期間									
				見直し	後期計画期間				

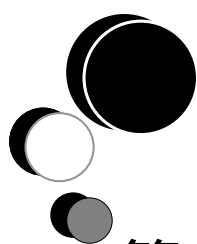
6 策定委員会の設置

本計画の策定については、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、行政内部はもとより、学識経験者、福祉・保健・教育等関係者、地域団体の代表、一般公募による町民代表等で構成する「川辺町次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置しました。

7 子育てに関するアンケート調査の実施

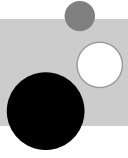
本計画の策定に先立ち、住民の子育てに対する意識や日常生活の現状、意見・要望等を把握することにより、今後、本町の保育サービスをはじめとする少子化対策の推進や児童の健全育成を図る基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。

	就学前児童	小学校児童
調査対象	川辺町に居住する0～5歳までの児童を持つ親	川辺町に居住する小学校1年生～3年生までの児童を持つ親
対象者数	409	272
調査方法	町内保育所入所児童については保護者に配布し、その他の児童については郵送	小学校から児童を通して配布
回収数	306	221
回収率	74.82%	81.25%



第2章 川辺町の現状

川辺町の人口及び世帯の動向

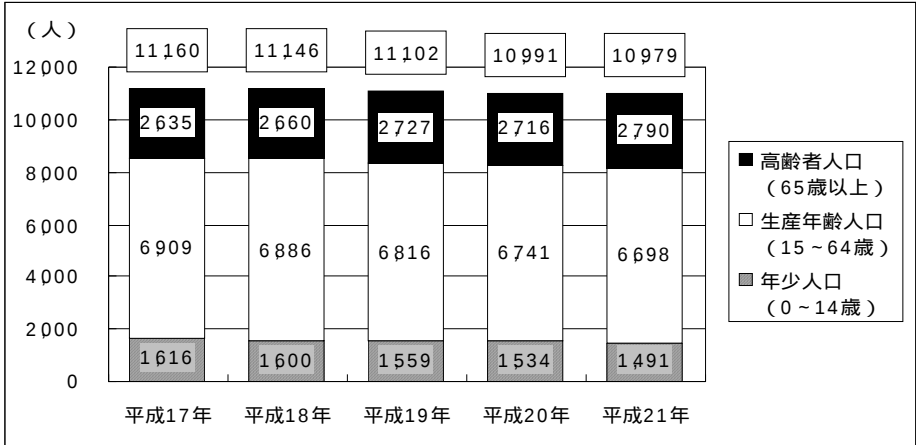


1 人口の動向

(1) 人口の推移

本町の人口は年々緩やかに減少しており、平成 17 年に 11,160 人であった人口は、平成 21 年には 10,979 人となっています。また、「年少人口（0～14 歳）」や「生産年齢人口（15～64 歳）」が減少しているのに対し、「高齢者人口（65 歳以上）」は増加しており、少子・高齢化の傾向がうかがえます。

図 1 - 1 人口推移

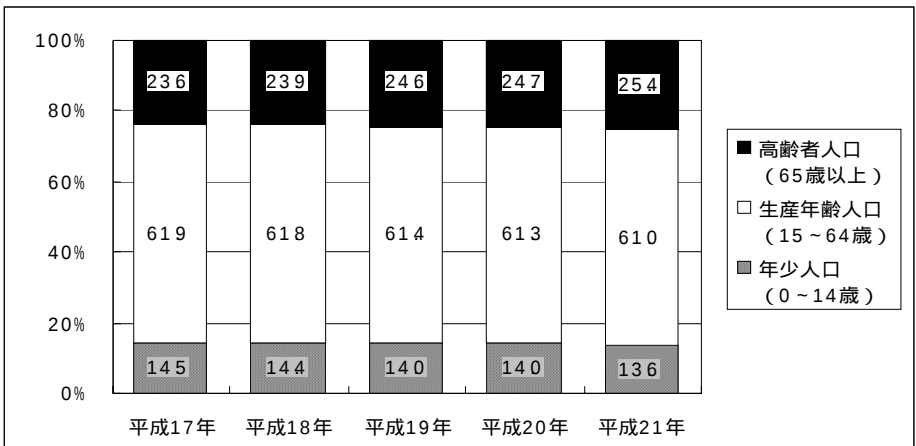


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 年齢3区分人口割合の推移

年齢3区分の人口比率をみると、「年少人口（0～14 歳）」の割合は年々減少する一方で、「高齢者人口（65 歳以上）」の割合は増加の一途をたどっており、少子・高齢化の傾向はますます顕著となっています。

図 1 - 2 年齢3区分人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 子ども人口の推移

0～17歳までの子ども人口をみると、平成17年から平成21年まで減少傾向にあるものの、平成20年から平成21年の減少数は少なくなっています。

年齢区分別に人口の推移をみると、就学前児童（0～5歳）については平成19年以降横ばい状態にあり、中学生（12～14歳）については平成17年から平成19年までは増加傾向にあったものの、平成20年以降は減少傾向にあります。

表1-3 子ども人口の推移

(単位：人、構成比%)

	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
就学前児童 (0～5歳)	556	27.4	525	26.4	501	26.0	506	26.9	505	27.1
小学校 (6～11歳)	701	34.5	703	35.3	673	35.0	666	35.4	634	34.0
中学生 (12～14歳)	359	17.7	372	18.7	385	20.0	362	19.2	352	18.9
高校生 (15～17歳)	416	20.5	390	19.6	365	19.0	348	18.5	373	20.0
合 計	2,032	100.0	1,990	100.0	1,924	100.0	1,882	100.0	1,864	100.0

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 年齢別・性別子ども人口の推移

平成21年4月1日現在、本町の0～17歳までの子どもの人口は、1,864人で、男978人、女886人となっています。

表1-4 年齢別・性別子ども人口

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	
男	42	45	46	29	41	46	47	50	59	
女	34	44	44	37	52	45	44	40	43	
合 計	76	89	90	66	93	91	91	90	102	
	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	合計
男	64	59	61	67	52	70	63	67	70	978
女	55	55	57	53	49	61	65	58	50	886
合 計	119	114	118	120	101	131	128	125	120	1,864

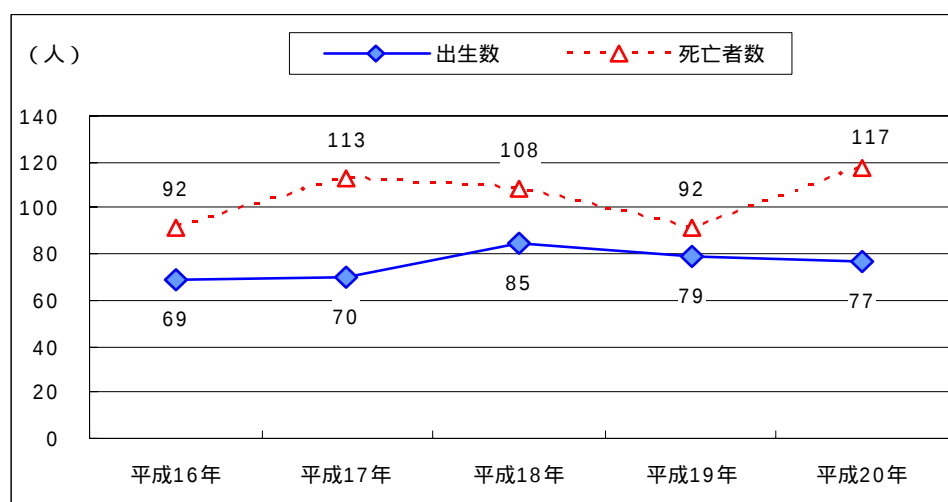
資料：住民基本台帳（平成21年4月1日現在）

(5) 出生数と死亡者数の推移

出生数と死亡者数の推移をみると、出生数は毎年 70 人前後で推移しており、死亡者数は毎年 100 人前後で増減を繰り返している状況となっています。

また、出生と死亡による自然動態については、死亡数が出生数を上回る自然減少が続いています。

図1-5 出生数と死亡者数の推移



資料：出生数 平成16年～平成19年：可茂及び郡上地域の公衆衛生（年計算） 平成20年：住民登録人口集計表（年度計算）

死亡者数 岐阜県人口動態調査

(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、その年次において一人の女性が一生の間に生むと仮定した場合の平均子ども数をいい、これが2.08を下回ると新旧世代の1対1の再生産ができなくなり、人口の減少に転ずるといわれます。平成17年の本町の合計特殊出生率1.18と県（1.37）や国（1.26）を下回る水準にまで低下していましたが、平成18年以降は県や国を上回る水準に回復しています。

表1-6 合計特殊出生率の推移

(単位：人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
国	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37
県	1.31	1.37	1.35	1.34	
町		1.18	1.44	1.41	

資料：人口動態調査、可茂及び郡上地域の公衆衛生 2005, 2006, 2007

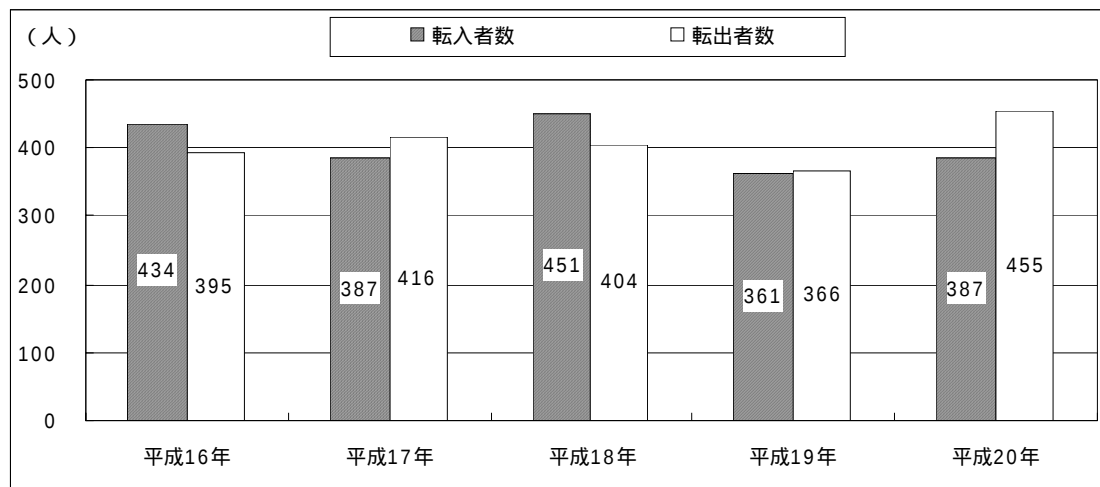
(7) 転入者数・転出者数の推移

転入者数の推移をみると、平成18年には451人と増加したものの、平成19年には361人と再び減少し平成20年では387人となっています。

一方、転出者数は平成17年の416人から平成19年までは減少傾向をたどっていましたが、平成20年には再び455人と急増しています。

また、転入と転出による社会動態については、平成19年以降、転出者が転入者を上回る転出超過となっています。

図1-7 転入者・転出者数の推移



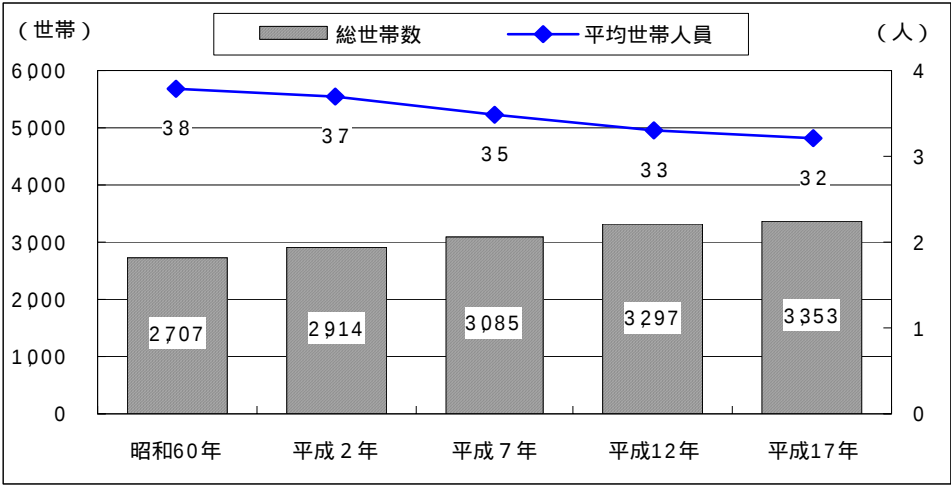
資料：岐阜県人口動態調査

2 世帯の動向

(1) 一般世帯数、一世帯あたりの平均世帯人員の推移

本町の総世帯数は、平成 17 年 10 月 1 日現在 3,353 世帯となっており、昭和 60 年からの推移をみると 1.24 倍の増加となっています。一方、一世帯あたりの平均人員は減少傾向にあり、昭和 60 年には 3.8 人であったものが平成 17 年には 3.2 人となっており、年々世帯の少人数化が進んでいます。

図 2 - 1 総世帯数・一世帯あたりの世帯人員

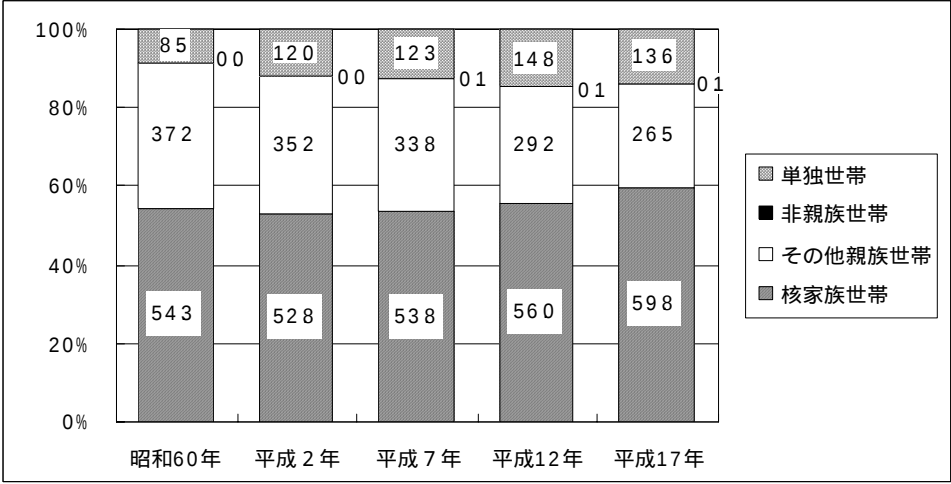


資料：国勢調査

(2) 一般世帯の構成

一般世帯の世帯類型ごとの割合でみると、核家族世帯、単独世帯が増加傾向にあり、核家族世帯では昭和 60 年に比べ 5.5 ポイントの増加しており、全体の約 6 割を占めています。

図 2 - 2 一般世帯の構成



資料：国勢調査

(3) 一般世帯の核家族の状況

一般世帯の中の子どものいる世帯でみると、「6歳未満親族のいる世帯」「18歳未満親族のいる世帯」とともに、核家族の占める割合が増加しています。

表2-3 一般世帯の核家族の状況

(単位：世帯、()は%)

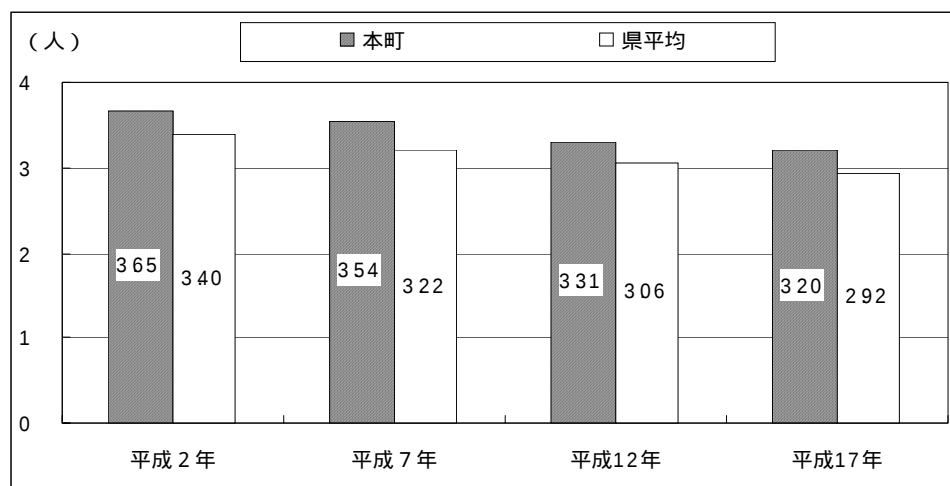
		全体		6歳未満親族のいる世帯		18歳未満親族のいる世帯	
		総数	核家族	総数	核家族	総数	核家族
平成7年	本町	3,083	1,658(53.8)	500	235(47.0)	1,265	595(47.0)
平成12年	本町	3,292	1,843(56.0)	476	274(57.6)	1,179	619(52.5)
平成17年	本町	3,346	2,001(59.8)	396	267(67.4)	1,073	627(58.4)
	県	710,166	407,813(57.4)	87,663	60,542(69.1)	211,477	133,779(63.3)

資料：国勢調査

(4) 一世帯あたり人員数の推移

一世帯あたりの人員数では、県平均に比べ各年とも若干高くなっているものの、一世帯あたりの人員数は県の推移と同様に減少傾向を示しています。

図2-4 一世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

(5) ひとり親世帯の状況

平成21年4月1日現在の18歳以下の子どもがいる母子世帯は108世帯、父子世帯は20世帯となっています。これらのひとり親世帯の子どもは、未就学児24人、小学生76人、中学生46人、高校生等42人となっています。

表2-5 18歳以下の子どもがいるひとり親世帯

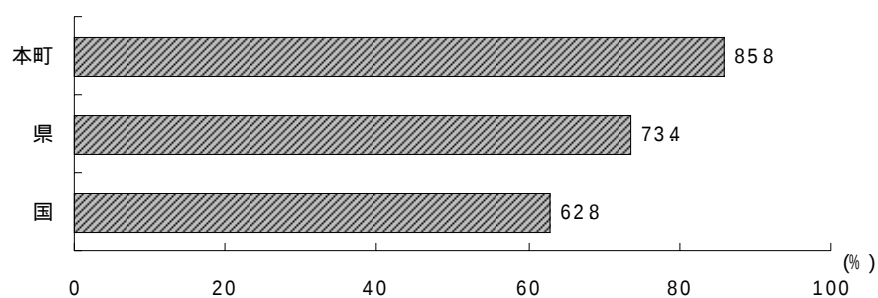
	世帯数 (世帯)	子どもの内訳(人)				
		未就学児	小学生	中学生	高校生等	計
母子世帯	108	22	67	37	32	158
父子世帯	20	2	9	9	10	30
計	128	24	76	46	42	188

資料：住民課（平成21年4月1日現在）

(6) 住宅持ち家率

平成17年国勢調査によると、本町の持ち家率は国及び県を上回る高い割合となっています。

図2-6 住宅持ち家率



資料：平成17年国勢調査

3 未婚率の状況

未婚率の推移をみると、男性では平成12年の26.0%が平成17年には26.3%（0.3増）、女性では平成12年、平成17年とも横ばいの18.1%となっており、全体での未婚率の状況に著しい変化はみられません。

年齢別の推移でみると、男性では35～39歳で7.7ポイント増、女性では30～34歳で12.6ポイント増となっています。

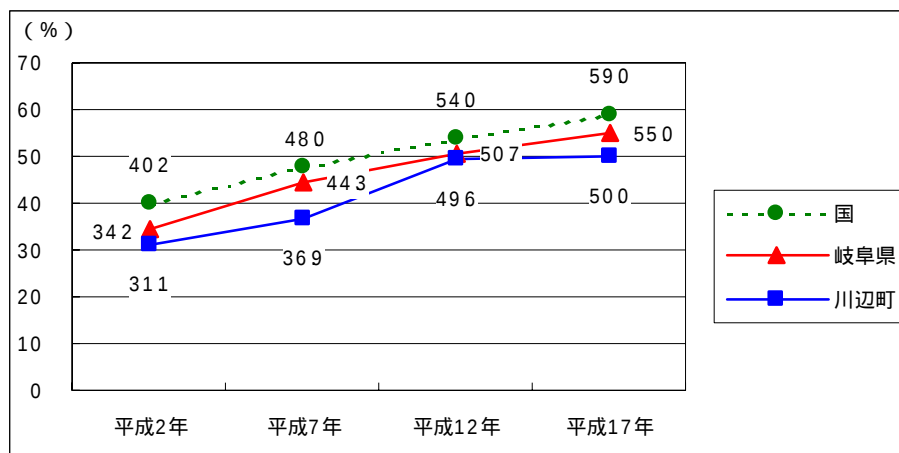
また、女性の25～29歳の未婚率の推移を全国や岐阜県と比較してみると、全国や岐阜県に比べて未婚率は低くなっており、平成2年からの推移をみても国の未婚率の推移とほとんど差がありません。

表3-1 年齢別未婚率の推移 単位：％、（ ）内は前年比

性 別	平成12年		平成17年	
	男 性	女 性	男 性	女 性
全 体	26.0	18.1	26.3(0.3)	18.1(0.0)
15～19歳	99.7	99.0	99.7(0.0)	99.7(0.7)
20～24歳	91.5	87.3	88.7(-2.8)	87.0(-0.3)
25～29歳	66.9	49.6	69.7(2.8)	50.0(0.4)
30～34歳	39.2	14.3	41.9(2.7)	26.9(12.6)
35～39歳	20.4	4.7	28.1(10.4)	9.8(5.1)
40～44歳	17.1	2.8	17.7(0.6)	5.2(2.4)
45～49歳	11.5	2.7	16.1(4.6)	2.5(-0.2)
50～54歳	7.7	2.5	11.2(3.5)	2.2(-0.3)
55～59歳	3.6	2.0	8.1(4.5)	2.0(0.0)
60歳以上	1.3	1.8	1.4(0.1)	2.1(0.3)

資料：国勢調査

図3-1 女性の25～29歳の未婚率の推移（国と岐阜県との比較）



資料：国勢調査

保護者の就業状況と子育て意識

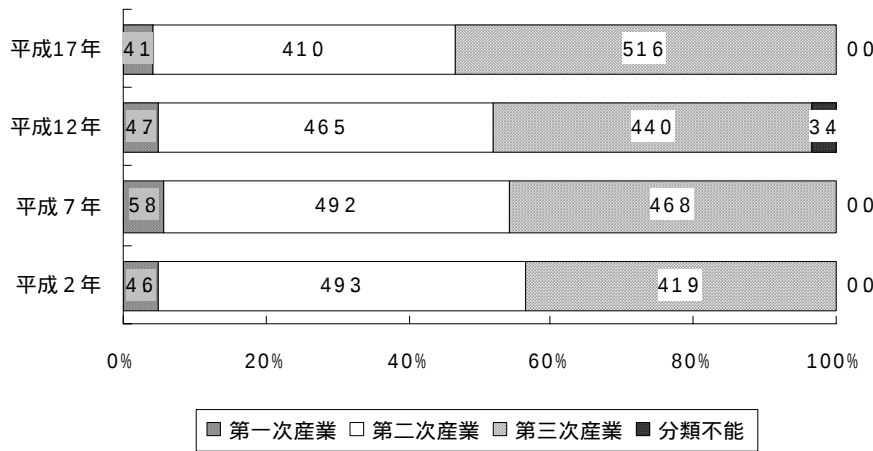


1 保護者の就業状況

(1) 産業別就業人口の比率

従事している産業の割合を平成2年からの推移で見ると、第二次産業は減少傾向にあるのに対し、第三次産業は増加傾向にあり、平成17年には約5割を占めています。

図1-1 産業別就業人口の比率

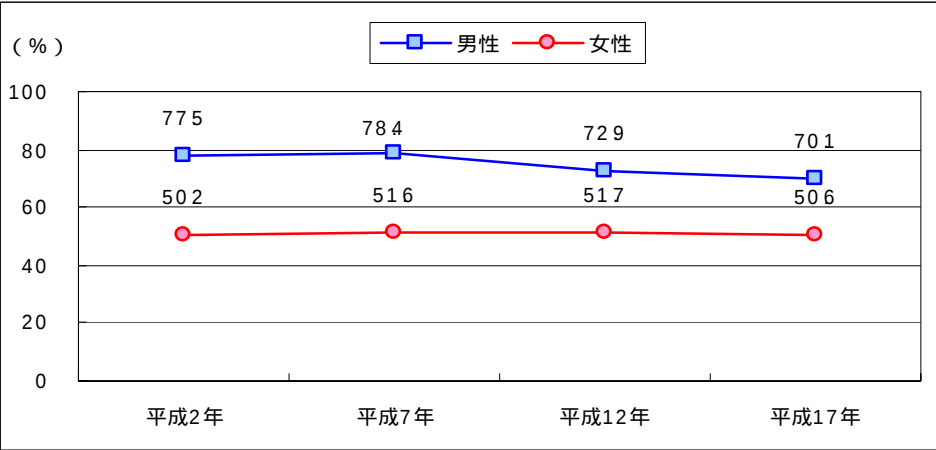


資料：国勢調査

(2) 就業者数の割合の推移

15歳以上就業者の割合は、男性では減少傾向にあり、平成17年で70.1%、女性では平成17年で50.6%と近年ほぼ横ばいの状態となっています。

図1-2 男女別15歳以上就業者割合の推移

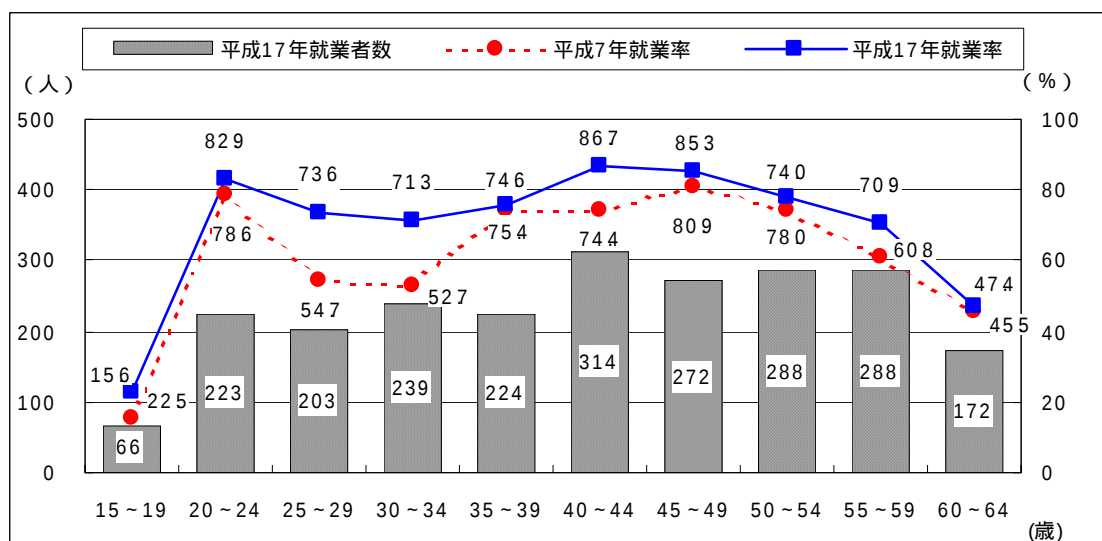


資料：国勢調査

(3) 女性の年齢別就業率

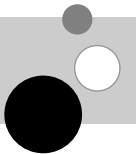
平成17年の国勢調査によると、女性の年齢別就業率は20～24歳で大きく上昇し、25～29歳、30～34歳の結婚・子育て期で若干減少し、ある程度子どもへの手が離れる40～44歳で就業率はピークとなり、以後徐々に減少しています。平成7年の就業率と比較をすると、結婚・子育てによる時期（25～29歳、30～34歳）に急減し、M型となっていた就業率が平成17年では減少率も少なく、緩やかな線を描いています。このことは、結婚・出産期が遅くなっていることや結婚・子育て期を迎えても仕事を続ける女性が増えていることが伺える結果となっています。

図1-3 女性の年齢別就業率の比較



資料：国勢調査

保育サービスの現状



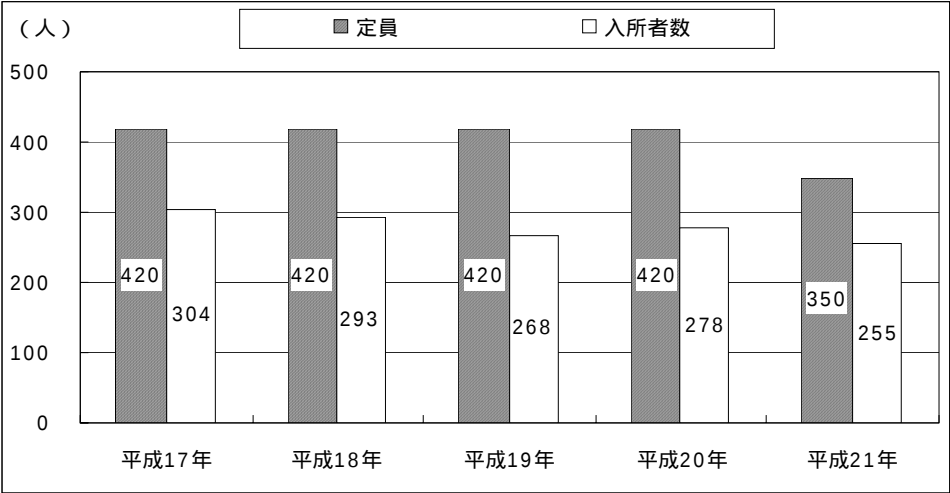
1 保育等サービスの現状

(1) 保育所の入所者数の推移

平成21年4月現在、3か所の保育所があり、定員は350人となっています。入所者数の推移をみると、いずれの年も定員に達しておらず、待機児童が存在する状況にはなっていません。

また、各保育所の入所状況をみると、定員に対して7割～7割強の利用率となっています。

図1-1 入所者数の推移



資料：教育委員会（各年4月1日現在）

表1-1-1 保育所別の入所状況

保育所名	定員	全体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
川辺町第一保育所	150	108	0	5	6	28	36	33
川辺町第二保育所	80	56	1	0	4	16	16	19
川辺町第三保育所	120	91	0	2	9	16	29	35
合 計	350	255	1	7	19	60	81	87

資料：教育委員会（平成21年4月1日現在）

第2章 川辺町の現状

表1 - 1 - 2 町内保育所の入所者数の推移

(単位：人)

	保 育 所							
	定員数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
平成 17 年	420	0	11	21	78	93	101	304
平成 18 年	420	1	6	29	80	84	93	293
平成 19 年	420	1	9	14	81	79	84	268
平成 20 年	420	1	9	18	84	84	82	278
平成 21 年	350	1	7	19	60	81	87	255

資料：教育委員会（各年4月1日現在）

(2) 保育所職員数

平成 21 年 4 月 1 日現在の保育所職員数は次のとおりです。

表1 - 2 各保育所児童数と職員数

(単位：人)

保育所名	児童	所長	保育士	調理員
川辺町第一保育所	108	1	21	4
川辺町第二保育所	56	1	12	2
川辺町第三保育所	91	1	14	3

資料：教育委員会（平成 21 年 4 月 1 日現在）

(3) 保育料

平成21年度現在の保育料基準額は次のとおりです。

表1-3 保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）			同一世帯で複数 児童が同時に入 所している場合
階層 区分	定義		3 歳 未満児	3 歳児	4 歳 以上児	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0		0
2	第 1 階層及び第 4 ～ 第 7 階層を除き、前年 度分の市町村民税の 額の区分が次の区分 に該当する世帯	非課税世帯	6,000	3,600		年齢が一番上の児童全 額 2 人目の児童当該児童 の保育料の半額 3 人目以降無料
3		均等割の額のみ世帯 （所得割の額のない世帯）	10,700	9,000		
		所得割の額のある世帯	12,600	10,700		
4		11,000 円未満	16,500	16,200		
		11,000 円以上 40,000 円未満	19,500	18,900		
5	第 1 階層を除き、前年 分の所得税課税世帯 であってその所得税 の額の区分が次の区 分に該当する世帯	40,000 円以上 70,000 円未満	28,900	20,500	19,500	
		70,000 円以上 103,000 円未満	40,000			
6		103,000 円以上 413,000 円未満	47,000	22,200	20,900	
7		413,000 円以上	52,000	23,200	21,800	

- 保育料は、入所した月の1日現在の満年齢で決定します。
- 年度途中で満年齢が変わっても、保育料の変更はありません。
- 保育料は、児童の属する世帯の（扶養義務者）の所得税額及び市区町村民税額にて決定します。
- 所得税額の計算をする場合は、配当控除・外国税控除・住宅借入金（取得）控除等の税額控除・e-Taxを使用し確定申告した場合の控除額は適用されません。
- 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、それぞれ次表に掲げる保育料とします。
- (1) 母子世帯等…母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 在宅障がい児（者）のいる世帯…次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障がい者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障がい者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障がい基礎年金等の受給者
- (3) その他の世帯…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分		保育料（月額）	
		3歳未満児	3歳以上児
第2階層		0	0
第3階層	市町村民税均等割の額のみ世帯	9,700	8,000
	市町村民税所得割の額のある世帯	11,600	9,700

資料：教育委員会

2 特別保育事業

(1) 特別保育事業の実施状況

町内の保育所では、地域における多様な子育てニーズに対応するために、通常保育のほか、様々な特別保育事業を行っています。川辺町第三保育所においては一時保育、子育て支援センターを設置しています。

表2-1 町内保育所の入所者数の推移

保育所名	定員 (人)	入所者数 (人)	保育士数 (人)	時間帯	特別保育					
					低年齢 児保育 (人)	延長 保育 (人)	一時 保育 (人)	障がい 児保育 (人)	休日 保育	子育て 支援セ ンター
川辺町第一保育所	150	108	21	8:30～19:30	11	1		2		
川辺町第二保育所	80	56	12	8:30～19:30	5	0		2		
川辺町第三保育所	120	91	14	8:30～19:30	11	0	*143	3		設置

資料：教育委員会（平成21年5月8日現在、*は前年度実績）

(2) 低年齢児保育

3歳未満児の保育を低年齢児保育といいます。平成21年4月1日現在の実施状況は下表のとおりです。

表2-2 低年齢児保育実施状況

(単位：人)

保育所名	0歳児	1歳児	2歳児
川辺町第一保育所	0	5	6
川辺町第二保育所	1	0	4
川辺町第三保育所	0	2	9

資料：教育委員会（平成21年4月1日現在）

(3) 障がい児保育

各3保育所とも障がい児を受け入れています。保育に欠ける要件があり、集団保育が可能で日々通所することができる心身に障がいのある児童を受け入れて保育しています。

表2-3 障がい児保育の推移 (単位:人)

保育所名		平成19年	平成20年	平成21年
川辺町第一保育所	0歳児	0	0	0
	1歳児	0	0	0
	2歳児	0	0	0
	3歳児	0	0	1
	4歳児	0	2	1
	5歳児	2	0	0
川辺町第二保育所	0歳児	0	0	0
	1歳児	0	0	0
	2歳児	0	1	0
	3歳児	1	0	1
	4歳児	1	1	0
	5歳児	1	1	1
川辺町第三保育所	0歳児	0	0	0
	1歳児	0	0	0
	2歳児	0	0	0
	3歳児	0	1	0
	4歳児	0	2	1
	5歳児	0	0	2

資料:教育委員会(各年4月1日現在)

(4) 地域子育て支援センター

本町では、平成21年度現在、町内1か所の子育て支援センターにおいて、乳幼児をもつ家庭を対象に子育て相談や、親同士が子育ての悩みや喜びを分かち合う場、子どもが安心して遊べる場を提供し、子育てを応援しています。

平成21年度現在、川辺町第三保育所にて子育て支援センターを開設しています。

表2-4 子育て支援センターの設置状況

場所	内容	スタッフ
川辺町第三保育所	遊び場の開放、発育測定・相談、セミナー・講演会、子育て相談、読み聞かせ等	保育士

資料：教育委員会

(5) 子育てサポート団体の状況

平成21年度現在、下表の4団体において子育てサポート支援をしています。

表2-5 子育てサポート団体の状況

事業名	援助会員	料金	活動内容
h a h aすまいる	5人	委嘱	川辺町から委嘱を受けて平成14年から子育て応援新聞の発行・保健センターと連携して開催している妊婦学級2課で先輩の親として子育てについて話し、妊娠中・子育てについての不安に答えている
プーさんの会	20人	ボランティア	乳幼児学級の卒業生が平成12年から活動し、乳幼児学級の補助、子育て相談、情報の提供、学級生が講話を聞く時の託児等を行っている
読み聞かせボランティア	49人(登録数)	ボランティア	読み聞かせ
母子保健推進員	12人	委嘱	乳幼児健康診査の受付及び計測、案内

資料：教育委員会

その他の子育て支援施策

1 コミュニティママ子育てサポート事業

家庭の事情などで一時的に育児ができない時に、サポート会員が保護者に代わって子どものお世話をするコミュニティママ子育てサポート事業を実施しています。

コミュニティママ子育てサポート事業の利用状況は、平成18年度に送迎の利用が3回ありましたが、平成19年度以降の利用はありませんでした。

平成21年4月1日現在、サポート会員は6名、利用会員は9世帯の登録があります。

表1-1 コミュニティママ子育てサポート事業の状況

対象	曜日・時間	料金
6か月～小学校3年生	月曜～金曜 8:30～17:15	700円

資料：教育委員会

表1-2 会員登録人数

サポート会員	6人
利用会員	9世帯

資料：教育委員会（平成21年4月1日現在）

2 家庭教育学級

(1) 家庭教育学級の状況

本町では、青少年の健全育成への関心と家庭教育の重要性について認識を深めるため、乳幼児、幼児、小・中学生をもつ保護者を対象として、家庭教育学級を開催しています。

0歳～3歳までの乳幼児とその親を対象とする乳幼児期家庭学級の利用状況は、平成20年度で延べ3,225人の参加がありました。また、保育所を利用している親を対象とする幼児期家庭学級の利用状況は、平成20年度で延べ1,320人の参加がありました。小中学校家庭教育学級の利用状況については、平成20年度で延べ1,996人の参加がありました。

表2-1-1 乳幼児期家庭教育学級の状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数(回)	36	40	44	45	43
参加人数(人)	2,772	3,280	3,476	4,365	3,225

資料：教育委員会（ただし年間延べ人数）

表2-1-2 幼児期家庭教育学級の状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数(回)	21	21	19	20	23
参加人数(人)	1,571	1,194	1,213	1,029	1,320

資料：教育委員会（ただし年間延べ人数）

表2-1-3 小中学校家庭教育学級の状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施回数(回)	27	30	29	29	31
参加人数(人)	1,848	1,623	1,662	1,537	1,996

資料：教育委員会（ただし年間延べ人数）

(2) なかよし広場

親子を対象に読み聞かせ体験や親同士の情報交換、子育ての相談等の支援を行っています。平成20年度には6回、延べ21人の参加がありました。

表3 - 1 なかよし広場の状況

場所	平成19年度		平成20年度	
	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)
子育てらんど	6	26	6	21

資料：教育委員会（ただし年間延べ人数）

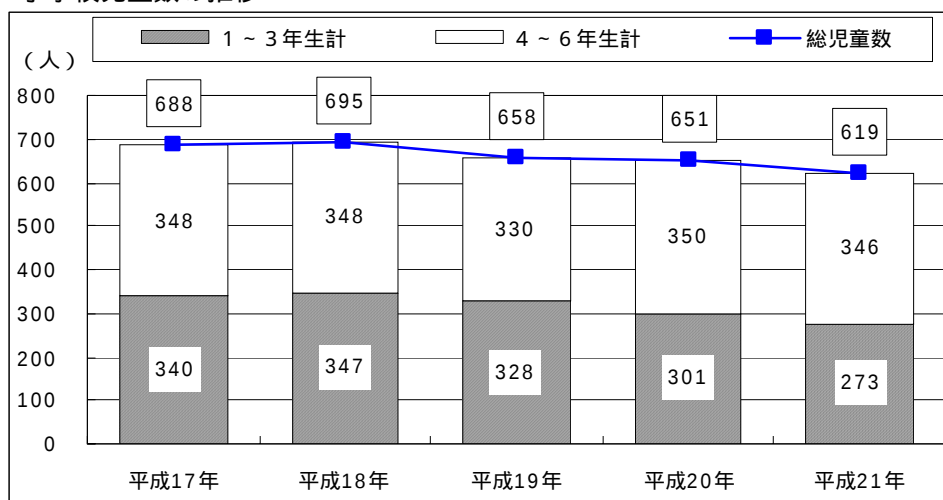
就学児童・生徒の現状

1 小・中学生の現状

(1) 小学校の在学者数の推移

平成21年4月現在、3つの小学校があります。総児童数は年々減少傾向にあり、平成21年には619人となっています。また、学年別でみると、平成21年では平成17年に比べ、1～3年生で67人減、4～6年生で2人減となっています。

図1-1-1 小学校児童数の推移



資料：学校基本調査（平成21年4月現在）

表1-1-1 小学校数・児童数の推移

	小学校数 (か所)	児童数(人)						教職員数 (人)
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
平成17年	3	112	113	115	100	129	119	47
平成18年	3	119	114	114	117	98	133	47
平成19年	3	97	118	113	116	117	97	45
平成20年	3	87	96	118	115	116	119	47
平成21年	3	90	88	95	118	112	116	

資料：学校基本調査（平成21年4月現在）

表1 - 1 - 2 小学校児童数

(単位:人)

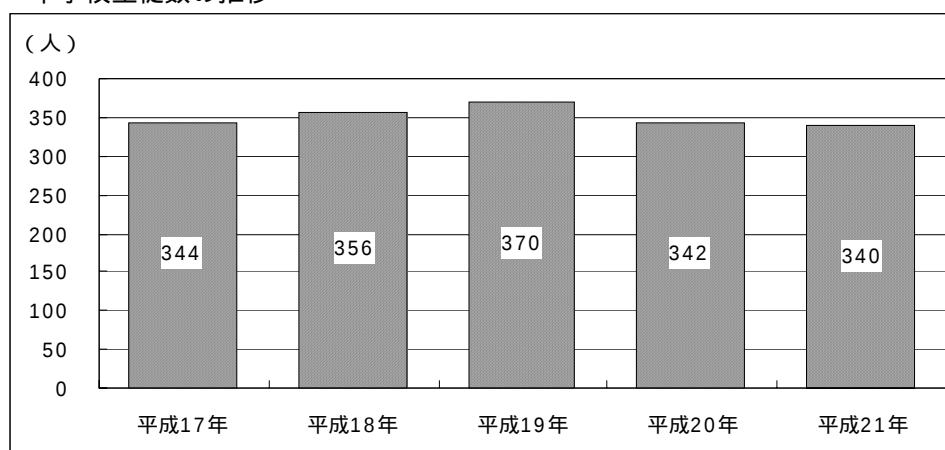
小学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	計
川辺西小学校	48	48	44	56	49	64	3	312
川辺東小学校	25	26	25	32	32	27	3	170
川辺北小学校	17	13	24	29	28	23	3	137

資料:教育委員会(平成21年5月1日現在)

(2) 中学校の生徒数の推移

平成21年4月現在、総生徒数は340人となっています。

図1 - 2 - 1 中学校生徒数の推移



資料:学校基本調査

表1 - 2 - 1 中学校生徒数

(単位:人)

中学校名	1年	2年	3年	特別支援	計
川辺中学校	112	93	126	9	340

資料:学校基本調査(平成21年4月現在)

2 放課後児童保育施設等の状況

放課後児童クラブは、昼間、保護者のいない家庭の小学校1年生から4年生を対象に下校時から午後6時まで児童の保育を行う場です。

平成19年より町内で1か所だった児童クラブが2か所になり、登録児童数も増えています。

表2-1 放課後児童クラブの登録児童数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
児童クラブ数(か所)	1	1	1	2	2
登録児童数(人)	40	61	51	85	82

資料：教育委員会（各年4月1日現在）

表2-2 放課後児童クラブの実施内容

(単位：人)

児童クラブ名	開設場所	開設時間	定員	全体	1年	2年	3年	4年
川辺町放課後児童クラブ	児童館	下校時～ 18:00	40	40	15	18	6	1
川辺西児童保育所	専用施設	下校時～ 18:00	40	45	14	20	10	1

資料：教育委員会（平成21年4月1日現在）

表2-3 放課後児童クラブ実施状況

(単位：人)

児童クラブ名	平日登録人数	夏期・冬期登録人数
川辺町放課後児童クラブ	40	40
川辺西児童保育所	45	45

資料：教育委員会（平成21年4月1日）

3 児童館等の状況

本町には、平成 21 年現在、1 か所の児童館を設置しており、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするなど、児童を中心に地域に根ざした子育て支援の場として活動しています。

表 3 - 1 児童館の状況

施設名	利用日	開設時間	活動内容
川辺町児童館	月～土曜日	9 時～17 時	多目的ホール・図書室の開放、映写会、なかまあそび、工作、読み聞かせ等

資料：教育委員会（平成 21 年 4 月 1 日現在）

4 子どもの健全育成活動の状況

（１）子どもの地域活動・ボランティア活動の状況

少子化により、児童数も減少し、地区によっては高学年の子がいない場合や会員が 5 人以下の子ども会もあり、子ども会活動が制限される地域があります。

子どもの地域活動の状況については、団体数が 43 団体、子ども会員数は 806 人となっています。

表 4 - 1 - 1 子どもの地域活動の状況

名 称	団体数	団体員数	活動内容
川辺町子ども会育成会連絡協議会	43	806 (子ども会員数)	子ども会活動

資料：教育委員会（平成 21 年 4 月 1 日現在）

夏季と冬季の 2 回に、各地区単位の子どもの会のリーダーとなるべき高学年児童を集めてジュニアリーダーズクラブの指導によりインリーダー研修会を実施しています。

研修会については、平成 21 年では夏季で 25 人、冬季で 18 人となっています。

表 4 - 1 - 2 インリーダー研修会の実施状況

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
夏季インリーダー研修会（人）	-	22	38	49	25
冬季インリーダー研修会（人）	26	29	44	42	18

資料：教育委員会（各年 4 月 1 日現在）

(2) 民生委員・児童委員の状況

平成20年度の民生委員・児童委員は19人で、そのうち主任児童委員2人が含まれており、地域の福祉増進のための積極的な活動を推進しています。

表4-2 民生委員・児童委員の状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
民生委員・児童委員数(人)	19	19	19	19	19
うち、主任児童委員数(人)	2	2	2	2	2

資料：住民課

障がい児療育・教育の現状

1 親子教室

言葉を聞く、話すについて心配のあるお子さんや発育に遅れなどのある子どもに対し、専任の指導員が個別の指導をしています。

実施状況をみると、平成20年度で27名の利用となっています。

表1-1 親子教室実施状況

(単位：人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
障がい別分布	機能障がい・吃音	19	18	13
	発達遅滞(知的)	6	4	2
	自閉症	3	3	1
	発達障がい	4	7	10
	その他	0	0	難聴1
	計	32	32	27
年齢別分布	7歳以上	7	10	5
	6歳	4	1	4
	5歳	4	5	6
	4歳	6	7	6
	3歳	6	7	4
	2歳	5	1	2
	1歳	0	1	0
	0歳	0	0	0
	計	32	32	27

資料：川辺町親子教室

2 障がい児教育

平成 21 年 4 月 1 日現在、特別支援学級に在籍している児童は、小学校で 9 人、中学校で 9 人となっています。また、県内 4 つの養護学校に 18 人が在籍しています。

表 2 - 1 小学校・中学校の特殊学級の状況

区分	学級数 (学級)	在学者数									計
		小学校						中学校			
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	
難聴	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
肢体不自由	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
病弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい	4	0	0	2	1	3	1	3	2	2	14
情緒障がい	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	8	0	1	2	1	3	2	4	2	3	18

資料：教育委員会（平成 21 年 4 月 1 日現在）

表 2 - 2 養護学校在学者の状況

学校名	平成 21 年度	障がいの種類
岐阜聾学校	1	難聴
中濃特別支援学校	13	知的・情緒
関特別支援学校	2	肢体
東濃特別支援学校（加茂分室）	2	知的

資料：教育委員会

保健・医療の現状

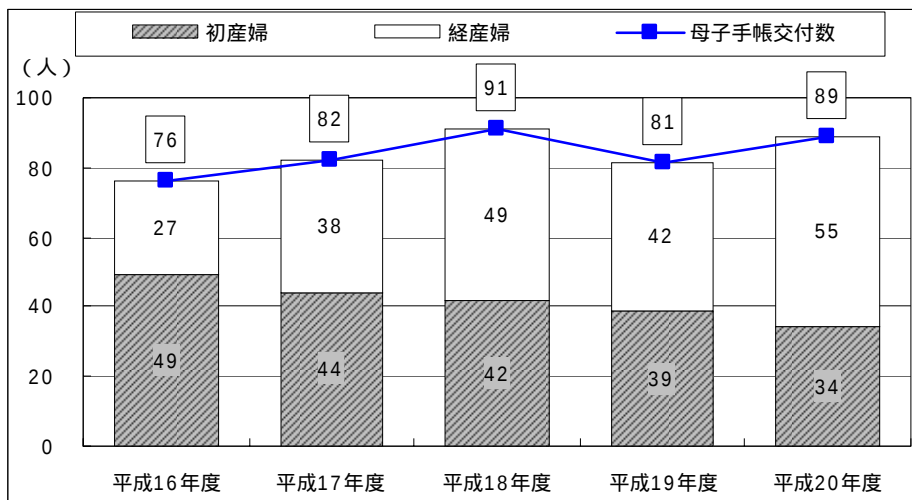
1 母子健康手帳の交付

妊娠中の経過から出産時の状況、子どもの健康管理と成長記録用として母子健康手帳を交付しています。

交付件数の推移をみると、平成16年度時に比べ、平成20年度では初産婦が減少しており、逆に経産婦の増加となっています。

年齢別の交付状況では、第1子は25～29歳で18人、第2子～は30～34歳で22人となっています。

図1-1 母子健康手帳発行数



資料：保健衛生成果表

表1-1 母子健康手帳の交付状況（年齢別）

（単位：人）

	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35歳以上	計
第1子	0	11	18	5	0	34
第2子～	0	6	17	22	10	55

資料：保健センター(平成20年度)

2 妊婦学級（さわやかママ教室）

本町では、年に4回妊婦学級を実施し、妊娠期を中心とした情報提供をするとともに、妊婦が抱えている不安の軽減に繋がるようにしています。

妊婦学級の受講状況をみると、平成18年度に87人だった受講数が平成20年度では37人と半数以下に減少しています。

表2-1 妊婦学級受講状況

(単位：人)

		延べ受講者数			3回終了者	
		初産	経産		初産	経産
平成18年度	87	43	44	15	7	8
平成19年度	40	23	15	4	3	1
平成20年度	37	20	17	5	3	2

資料：保健衛生成果表

3 パパママクラス

本町では年に2回、家庭のあり方、子育てに重点を置き、両親学級を実施し、母性、父性を養っています。

平成19年以前は両親学級を行っていませんでしたが、平成20年度より、白川町・七宗町・川辺町合同で実施しています。

表3-1 パパママクラス

	平成20年度
実施回数（回）	2
父親の参加者数（人）	1
母親の参加者数（人）	1

資料：保健センター（平成20年度に白川・七宗・川辺町合同で実施）

4 訪問指導

妊娠、出産、育児に不安のある妊婦や、健診、相談等の乳幼児を対象に訪問指導を行っています。

実施状況をみると、平成20年度では主に産婦（73人）、乳児（68人）、幼児（63人）に訪問しています。

表4-1 訪問件数

（単位：件）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
妊婦	1(1)	2(2)	3(3)	1(1)	1(2)
産婦	58(58)	64(67)	73(75)	79(83)	73(73)
新生児	0(0)	3(4)	0(0)	0(0)	0(0)
未熟児	3(18)	3(3)	7(7)	6(8)	5(5)
乳児（新生児・未熟児を除く）	72(78)	62(69)	71(76)	74(77)	68(71)
幼児	19(103)	36(131)	60(142)	55(96)	63(161)

資料：保健衛生成果表（数値は実人員、括弧内は延べ人員）

5 妊婦健診

初産婦、経産婦に対して各々健康診査受診券を配布し、妊娠中の異常の早期発見・治療に結び付けています。

実施状況をみると、平成20年度について妊娠届出数は89人、受診者数（延べ）は428人となっています。

表5-1 妊婦健康診査受診状況 (単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
妊娠届出数	76	82	91	81	89
受診票延交付数	162	174	199	176	671
受診延数	152	144	187	154	428

資料：保健衛生成果表

表5-2 受診結果 (単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
受診者数（延べ）	152	144	187	154	428	1,065
異常なし	138	127	172	135	402	974
要指導	9	11	8	5	7	40
要精密	1	1	1	1	4	8
要治療	4	5	6	13	15	43

資料：保健衛生成果表

表5-3 妊婦健康診査の受診結果内訳 (単位：人)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
妊娠高血圧症候群 （高血圧・尿蛋白・浮腫）	1	5	2	3	1	12
貧血	11	5	8	9	10	43
糖尿病	1	0	1	1	0	3
その他	1	7	4	6	13	31

資料：保健センター

6 乳幼児健診

(1) 乳幼児健康診査

3～4か月児健診（乳幼児健診）、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を各々実施しています。

受診状況の推移をみると、平成20年度ではいずれの健診においても受診率は9割を超えており、高い割合で安定しています。

図6-1-1 3～4か月児健診の受診状況

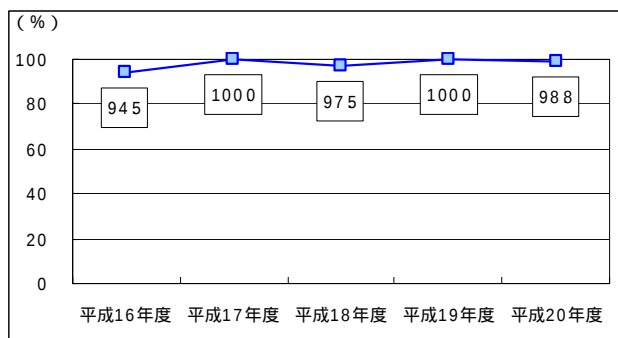
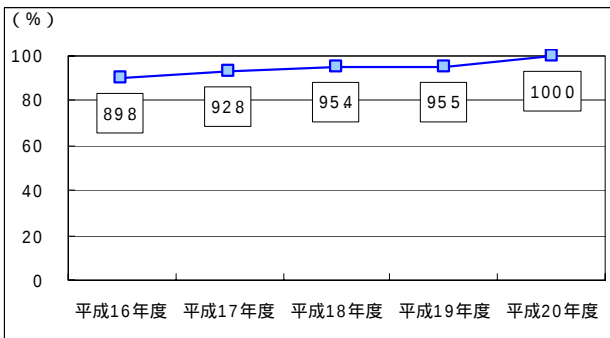


図6-1-2 10か月児健診の受診状況



資料：保健センター

図6-1-3 1歳6か月児健診の受診状況

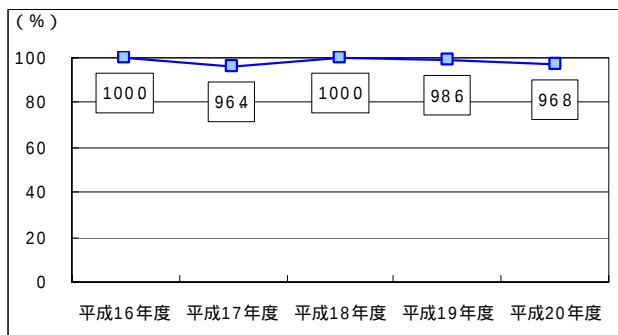
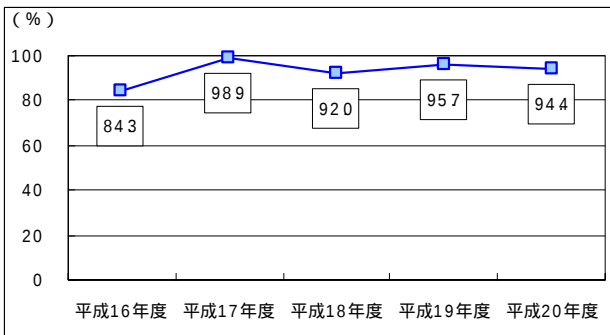


図6-1-4 3歳児健診の受診状況



資料：保健センター

表6-1 乳幼児健康診査の結果

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3 4 か 月	受診者数	69人	78人	79人	86人	81人
	異常なし	63.8%	78.2%	74.7%	80.2%	71.6%
	要観察	17.3%	14.1%	13.9%	4.7%	14.8%
	精密検査	5.8%	1.3%	5.1%	4.7%	3.7%
	要医療	13%	6.4%	6.3%	10.5%	9.9%
10 か 月	受診者数	79人	77人	62人	85人	87人
	異常なし	83.5%	88.3%	79%	84.7%	82.8%
	要観察	12.7%	6.5%	3.2%	10.6%	10.3%
	精密検査	1.3%	0%	3.2%	1.2%	1.1%
	要医療	2.5%	5%	14.5%	3.5%	5.7%
1 歳 半	受診者数	81人	80人	81人	70人	90人
	異常なし	76.5%	76.2%	74.1%	82.9%	73.3%
	要観察	18.5%	18.8%	18.5%	7.1%	22.2%
	精密検査	1.2%	0%	2.5%	0%	1.1%
	要医療	3.7%	5%	4.9%	10%	3.3%
3 歳	受診者数	70人	88人	80人	89人	67人
	異常なし	78.6%	73.9%	61.2%	79.8%	82%
	要観察	20%	20.5%	22.5%	12.3%	10.4%
	精密検査	0%	2.3%	6.3%	0%	1.5%
	要医療	1.4%	3.4%	10%	7.9%	6%

資料：保健センター

(2) 乳幼児歯科健診

乳幼児の口腔内疾患の早期発見及び早期治療を目的として、2歳児の歯科健診を実施しています。
平成20年度の対象者89人のうち、受診者は82人となっています。

表6-2 2歳児歯科健診実施状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数(人)	91	91	82	65	89
受診者数(人)	84	86	74	57	82
う歯罹患率(%)	71	0	6.8	0	3.7
不正咬合(人)	0	0	0	1	0
口腔軟組織疾患	0	0	0	0	0
指しゃぶり	0	0	0	0	0

資料：保健センター

7 育児相談

(1) 7 か月児相談（離乳食教室）

乳児健診受診者で希望する母親に対して、離乳食について調理実習や実際の与え方などを指導しています。平成 20 年度の参加者数は 78 人、参加率は 100%となっています。

表 7 - 1 離乳食教室参加状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
乳児健診受診者(人)	71 (81)	85 (93)	78 (81)
参加者数(人)	71	85	78
参加率(%)	100	100	100

資料：保健センター（括弧内は対象者数）

(2) 10 か月児健康診査（乳幼児相談）

本町では発達段階ごとに健診・相談を実施し、障がいの早期発見、育児相談等を行っています。平成 20 年度の 10 か月児健康診査の来相率は 100%となっています。

表 7 - 2 乳幼児相談実施状況

（単位：人）

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
対象者		65	89	87
来相数		62	85	87
来相率(%)		95.4	95.5	100
自主来相	乳児	0	0	0
	幼児	0	0	0

資料：保健センター

(3) その他の相談

電話による相談件数は年々減少傾向となっています。母子個別相談については平成20年度で乳児を対象とした相談件数が126件となっています。療育相談については毎年随時行っています。育児学級について、平成20年度は21人の参加となっています。

表7-3-1 電話相談

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
相談件数(件)	92	89	69

資料：保健センター

表7-3-2 母子個別相談

(単位：件)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
妊婦	76	79	91	81	84
産婦	70	70	79	84	78
乳児	78	79	81	99	126
幼児	50	58	43	48	53
思春期	0	0	0	0	0

資料：保健センター(実人員)

表7-3-3 療育相談

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数	随時	随時	随時	随時	随時
延べ相談者数(人)	2	4	2(6)	5(3)	4

資料：保健センター(対象は「ことばの相談会」、括弧内は「すこやか相談」)

表7-3-4 育児学級

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
参加者数(人)	45	50	37	26	21

資料：保健センター(平成16～19年度：よちよち広場・延べ数、平成20年度：子育てらんど)

8 思春期教室

本町では、乳児をふれあう機会を設け、性に関する知識等、思春期の成長発達を理解しながら健康について考える機会としています。

思春期教室（赤ちゃんふれあい体験学習）について、平成20年度は15人の方の参加となっています。

表8-1 思春期教室（赤ちゃんふれあい体験学習）（単位：人）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
参加者数	15	16	5	13	15

資料：保健センター

9 医療費助成

（1）医療費助成

医療費助成については、平成18年度において就学前までの子どもが対象となっていました、平成20年度には中学3年生まで引き上げられています。

平成20年度の受給者は1,477人、1人当たりの医療費は25,947円となっています。

表9-1 医療費

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受給者数(人)	572	1,174	1,477
受給件数(件)	10,159	15,188	18,236
入院(円)	4,089,027	3,264,264	7,874,150
入院外(円)	17,420,655	27,249,561	30,449,304
合計(円)	21,509,682	30,513,825	38,323,454
1件当たりの医療費(円)	2,117	2,009	2,102
1人当たりの医療費(円)	37,604	25,991	25,947
対象	就学前	小6まで	中3まで

資料：住民課（受給者数は年度末時点、金額は歳出ベース）

(2) 母子世帯に対する医療費助成

平成20年度における母子世帯に対する医療費助成件数は3,063件、助成額は5,348,763円となっています。

表9 - 2 母子世帯に対する医療費助成

	平成20年度
支払件数	3,063件
助成額	5,348,763円

資料：住民課

公園・遊び場

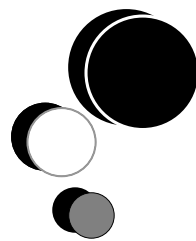
1 公園等の状況

町内には7か所の公園等が設置されています。

表1 - 1 公園等の状況

名 称	場 所	面 積 (m ²)
東光寺公園	中川辺 1606-5 他	2,100 m ²
山楠公園	西栃井 1847 他	86,000 m ²
川辺湖岸緑地	石神 147-1 他	9,000 m ²
左岸緑地	比久見 725-9 他	17,000 m ²
大谷公園	中川辺 379-1	7,863 m ²
中野公園	中野 8-190	379.68 m ²
下川辺公園(東海環状線高架下)	下川辺 372-82 他	1,922.05 m ²

資料：基盤整備課(平成21年6月5日現在)



第3章 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

本町では、平成 17 年 3 月に策定した「川辺町次世代育成支援行動計画（前期計画）」に基づき、すべての子どもの健やかな成長とすべての子育て家庭への支援を推進してきました。しかしながら、さらなる少子化が進展する中で、多様化する子育てニーズに対応することはもちろんのこと、新たな課題への対応も必要となってきました。

以上を踏まえ、本計画では前期計画の基本理念である『町民一人ひとりの理解と参加を得て、公私協働して、子どもを安心して生み育てることができるまち、子どもが健やかに育つ町「川辺」の実現をめざします。』を継承し、後期計画においてもこの理念に基づき計画を推進していきます。

基本理念

町民一人ひとりの理解と参加を得て、公私協働して、子どもを安心して生み育てることができるまち、子どもが健やかに育つ町「川辺」の実現をめざします。

計画の基本目標

本計画を推進するにあたって、以下の3つの基本目標を掲げ、その達成に向けて施策・事業を進めていきます。

基本目標1 子どもがのびのび育つまちづくり

子どもがのびのびと育つ環境づくりを進める上では、子どもの主体性や自主性を尊重することが重要であり、子どもの健全な育成を阻害する児童虐待についても地域が一体となって見守り、虐待防止に取り組んでいく必要があります。本町における各種施策を進めていくことで、子どもたちが“遊び・学び・交流”を通して、それぞれの可能性を伸ばすことができる「子どもがのびのび育つまちづくり」をめざします。

基本目標2 子どもを楽しく育てるまちづくり

核家族化などの家族形態の変化、子育てする母親の孤立化など、子育ての環境が変化している今日では、子育ての負担感・不安感を感じる親が多くなってきています。

そのため、本町においては、すべての子育て家庭への支援策の充実を図り、子育て中の家庭はもちろんのこと、子どもを持ちたいと思っている人が、安心して子どもを産み、楽しく育てることができる「子どもを楽しく育てるまちづくり」をめざします。

基本目標3 子どもを地域で育てるまちづくり

子育ては本来、家庭を中心に行なわれるものですが、近年の急速な社会環境の変化においては、個々の家庭だけでは困難な状況にあり、地域や社会全体での子育て支援が必要とされています。また、子どもは、地域社会の中で人とふれあい、交流することにより、社会性を身につけ、成長していきます。

本町においては、子育ては親だけでなく、地域や社会全体が協力してするものであるという意識を持ち、「子どもを地域で育てるまちづくり」をめざします。

計画の体系

先の基本理念を受け、次の基本目標と体系を掲げます。

基本理念

町民一人ひとりの理解と参加を得て、公私が協働して、子どもを安心して生み育てることができるまち、子どもが健やかに育つ町「川辺」の実現をめざします。・

基本目標 1 子どもがのびのび育つまちづくり

1 子育て意識の高揚

- 1-1 幼少期からの男女共同参画意識の醸成
- 1-2 次代の親の育成支援

2 子どもの人権擁護と相談体制の充実

- 2-1 児童虐待防止対策の充実
- 2-2 いじめ・不登校児童などの対応の充実
- 2-3 子どもの不安や悩み等への対応

3 生きる力を育む教育の推進

- 3-1 教育環境の整備
- 3-2 家庭の教育力の向上
- 3-3 障がい児の早期療育・教育体制の充実

基本目標 2 子どもを楽しく育てるまちづくり

1 母子の健康づくり支援の充実

- 1-1 子どもや母親の健康管理
- 1-2 食育の推進
- 1-3 思春期の健康づくり
- 1-4 小児医療の充実

2 家庭における子育て支援

- 2-1 経済的負担の軽減
- 2-2 障がい児家庭への支援
- 2-3 ひとり親家庭の自立支援の充実

3 仕事と子育ての両立支援

- 3-1 多様な保育サービスの充実
- 3-2 働きやすい職場環境の整備
- 3-3 放課後児童クラブの充実

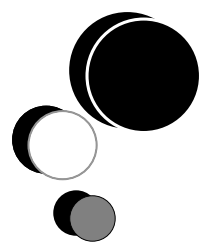
基本目標 3 子どもを地域で育てるまちづくり

1 安全・安心な生活環境の整備

- 1-1 子どもの遊び場の充実
- 1-2 子どもの安全の確保
- 1-3 子育てバリアフリー環境の整備

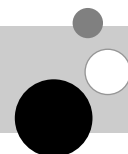
2 地域コミュニティづくり支援

- 2-1 子育て支援のネットワークづくり
- 2-2 地域のふれあい・交流の促進



第4章 基本計画

子どもがのびのび育つまちづくり



1 子育て意識の高揚

現状と課題

昨今の少子化は、次代の親となる世代が小さな子どもと触れ合う機会の減少を招いています。小さな子どもとのふれあいがいまま親になった時、子どもとの接し方がわからず、育児不安やストレスへとつながることが懸念されます。

このため、次代の親となることへの自覚を促す意味からも、小中高校生の頃から小さな子どもと触れ合う機会を確保し、子育てや家庭の大切さについての理解を深めるための教育や啓発を推進していく必要があります。

施策の方向

1 - 1 幼少期からの男女共同参画意識の醸成

幼少期から男女平等意識の醸成に努め、男女が支えあって社会を担っていくことの大切さや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を進めます。

1 - 2 次代の親の育成支援

次代の親となる世代が、将来子どもを生み育てたいと思えるよう、保育所や地域等において小学生や中学生、高校生や社会人などが乳幼児や子どもと交流できる機会の提供に努めます。

2 子どもの人権擁護と相談体制の充実

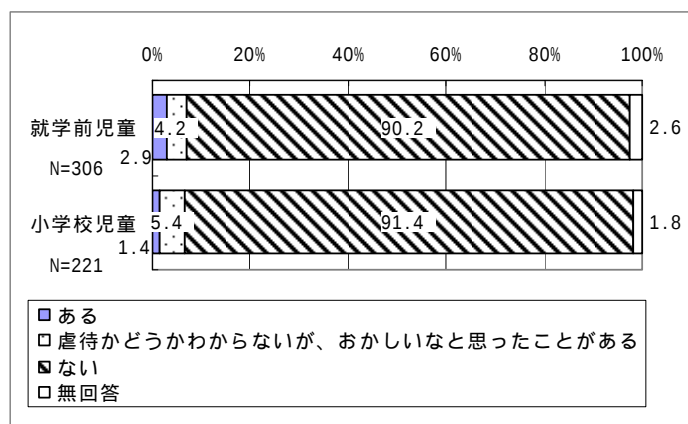
現状と課題

近年の児童を取り巻く環境のめまぐるしい変化の中で、児童虐待等の子どもの人権侵害は大きな社会問題となっています。最近では、育児不安の増大や親の孤立化から児童虐待は増えていると言われており、社会全体でその防止と対応に努めなければなりません。児童虐待の性質として多くは家庭内で行われるため、表面化することは少なく、しつけと虐待の明確な区別がないため、他人から見ても最初から虐待であると確信できないケースが数多くあります。

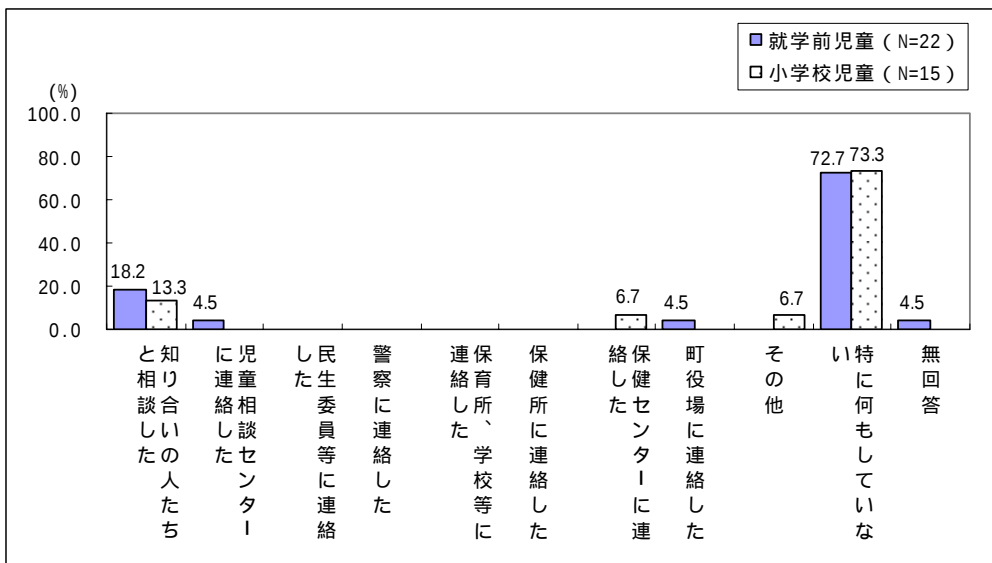
アンケート調査では、身近なところでの子どもの虐待については、見たり聞いたりしたことが「ある」人は1割程度と少ないものの、確実に存在していることがうかがえます。また、その時の対応として「特に何もしていない」あるいは「知り合いの人たちと相談した」という“様子見”にとどまる人が多いのが現状です。そのため、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、町や児童相談所に通告しなければならないことを周知啓発する必要があります。

児童虐待は、親の育児不安や育児疲れによるストレスから引き起こされることが考えられます。アンケート調査によると、「子育てが嫌になる」という親や、「カッとして子どもをたたいたりしてしまう」という親も多く見受けられることから、児童虐待はどの家庭においても起こりうる身近な問題として捉える必要があります。育児不安やストレスを感じることなく、安心して子育てできる支援体制の整備に努める必要があります。

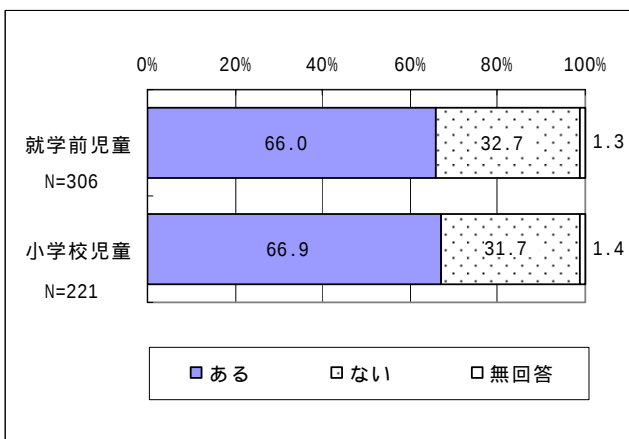
図：児童虐待を見たり聞いたりしたこと



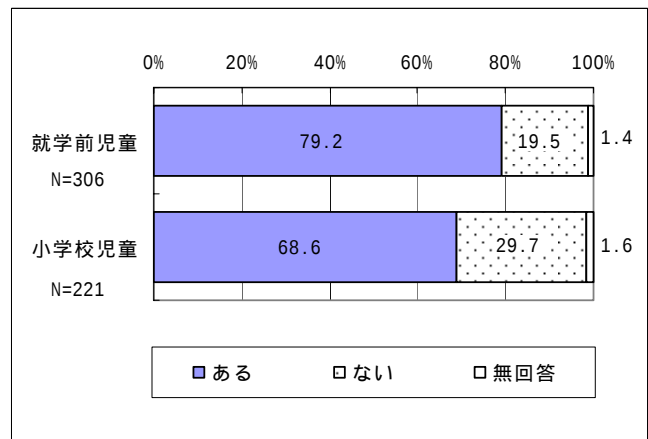
図：児童虐待を見たり聞いたりした時の対応



図：子育てが嫌になること



図：カッとしてたいたりしてしまうこと



施策の方向

2 - 1 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努めます。また、児童虐待は親のストレスや教育環境による影響が大きいことから、子育ての不安や悩み等、親の抱える心理的な問題の解消を図るなど、児童虐待の未然防止に努めます。

被虐待児童の早期発見・保護体制の整備

代表者会議、個別ケース検討会議等あらゆる機会を活用し、児童虐待の未然防止及び児童の適切な保護に努めます。

子どもの人権尊重の啓発推進

学校、保育所、青少年町民会議、その他関係団体が連携を図り、総合的に支援していきます。

2 - 2 いじめ・不登校児童などの対応の充実

いじめや不登校児童・生徒の早期発見、早期対応に努めるとともに、家庭、学校、地域、関係機関等が連携の強化を図り、不登校児童・生徒が学校復帰できるよう、保護者への助言を行うなど、適切な支援施策を展開していきます。

引きこもり、不登校に対する体制の充実

子どもたち一人ひとりの自己肯定感と自己効力感を高めるための授業や学校づくりに努めます。また、子どもが主体的に取り組み、感動と学ぶ充実感の持てる教育活動を展開していきます。

2 - 3 子どもの不安や悩み等への対応

子どもが抱える不安や悩みへの対応を図るため、気軽に相談できる体制を整備します。

また、日常の話し相手として、学校に心の問題の専門家であるカウンセラーを配置するなど、保護者も含めて相談を受けられる体制を整備します。

精神的な不安や悩みを持つ児童への対応

中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、教育相談アンケートや教育相談を定期的の実施するなど、子どもの心の相談の充実を図ります。

3 生きる力を育む教育の推進

現状と課題

子どもが成人した時に自立した生活を営むためには、基本的な学力はもとより、子どもたちが自ら課題を見つけ、解決する力などの確かな能力を身につけるとともに、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を育むことが必要であり、子ども一人ひとりの個性を尊重し、最大限伸ばすことができるようにきめ細やかな教育環境の充実に取り組む必要があります。

本町においては、学校や保育所等において高齢者や障がい者との交流や、施設訪問、体験学習等、子どもたちの「思いやりの心」を育む活動を展開しており、今後も、子どもたちの自主性や社会性の育成を目指した様々な取り組みを展開していく必要があります。

現代社会においては子どもの成長とともに家族が全員で触れあう機会が減少し、親子関係が希薄化していると言われています。しかしながら、親子のふれあいは、子どもの成長にとってかけがえのないものであることから、親子と一緒に学んだり、体験したりする機会を提供することにより、良好な親子関係を築いていく必要があります。

施策の方向

3 - 1 教育環境の整備

本町では「みつめ、かかわり、みがきあう」の視点で「生きる力を育てる」を教育の大きな目標としています。主体的に自らの力で困難を切り開く“たくましさ”と、他人の痛みを感じることのできる“やさしさ”を育む心づくりを幼児期から一貫して育成する教育を推進します。

学校教育の充実

学校教育をより充実させていくための特色ある教育活動を展開していきます。

保育所保育の充実

保育内容の充実に努めるとともに、職員の各種研修機会の拡充に努めるなど、質の高い保育の実現を目指します。

心の教育の推進

学校、保育所等において、高齢者・障がい者・乳幼児等との交流機会を通して、他者を理解し、他者を思いやる心を培う教育・保育を推進します。

3 - 2 家庭の教育力の向上

今日、少子化や核家族化の進行から子育ての知恵が伝承されにくくなっています。また、親の過保護、過干渉、放任、無関心などによって子どもの育ちが歪められつつあるとも言われています。さらには、児童虐待が社会問題として深刻化しています。こうした子育てを取り巻く環境の変化の中で家庭の教育力を高めるための施策を積極的に展開します。

家庭教育学級等の充実

子どもの教育に対する責任を自覚し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親がその責任を発揮できるように、保育所や学校行事と連携を図るとともに、課題にあった学習内容の見直しを図るなど、ひとりでも多くの親への参加を呼びかけていきます。

父親・祖父母を対象にした学習の推進

父親の子育てに関する知識の普及と子育て参加の促進を図るため、様々な講座や教室における父親や祖父母の参加を呼びかけます。

各機関との連携

子どもの発達段階に応じた課題を明確にし、連携して情報の提供、学習機会の提供、相談体制の整備を行っていきます。また、子育てしている親に寄り添いながら、わかりやすく利用しやすい支援を提供していきます。

家庭教育力の充実

学校週5日制に対応して親子で参加できる保健事業の実施や広報誌等による情報提供によって、家庭教育力の向上に努めます。

親子のふれあいの推進

親子のふれあいを高めることを目的として、現在、毎月第3日曜日を「家庭の日」としています。今後とも「家庭の日」や「学校週5日制」の意義をPRし、家庭において親子が十分にふれあえる機会を多く持つことが、子どもの発達上重要であることを強く訴え、その啓発に努めます。特に学校、保育所、地域等でのあらゆる活動の場面で親子の共同体験活動を重視した活動に取り組みます。

3 - 3 障がい児の早期療育・教育体制の充実

障がいの早期発見、早期治療に向けて、保健センター、保育所、親子教室は連携体制を強化します。また、障がい児ができるだけその子に適した教育を受けられるようその体制づくりに努めるとともに、養護学校等との連携を密にして障がいのある子どもが安心して教育が受けられる体制づくりに努めます。

障がい児教育の推進

引き続き町内の小中学校の特別支援学級において、障がい児の適切な教育が行えるよう専門の教師の配置に努めるとともに、通級による教育を推進します。

自立生活訓練の実施

対象者に最も有効な、その人に合った訓練内容プログラムの開拓を行い、効率的な支援を図るため、関係機関との連携の強化に努めます。

教育相談の推進

保育所、学校、保健センターなどの関連機関と連携を図りながら、障がい児に対する相談体制の充実に努めます。

放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ体制の整備

障がい児（小学生）が夏休み等の長期休暇中に、放課後児童クラブで日中を過ごせるよう、受け入れ態勢を整備します。

盲・ろう・養護学校教育との連携

引き続き近隣の盲・ろう・特別支援学校との緊密な連携を図り、障がい児教育の充実に努めます。

児童発達相談事業の推進

子どもの状況について、小学校就学時に最も適した援助を考え、相談に応じるなど、今後も相談事業の継続・充実に努めます。

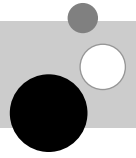
親子教室運営事業の推進

親子教室の運営を引き続き行い、障がい児の言葉の指導のほか、発達に遅れのみられる子ども、境界領域の子どもなどの発達の援助に努めます。

障がいの早期発見、相談の充実

保育所等との連携を深めるとともに、各健診・相談未受診者に対しては、電話・訪問等で受診の呼びかけを行うなど、親の育児不安の軽減や障がいの早期発見、早期治療につなげるための健診事業の充実に努めます。

子どもを楽しく育てるまちづくり



1 母子の健康づくり支援の充実

現状と課題

女性が妊娠・出産期を安全で快適に過ごすことは、子どもの健やかな身体と心づくりにつながります。そのため、妊娠・出産期に母親が心身ともに健康でいられるよう、今後も健康の保持・増進を図る取り組みを推進する必要があります。生まれた子どもが健康に成長していくことは、子を持つ親にとって最大の願いと言えます。しかしながら、少子化・核家族化が進行する現代社会においては、育児ストレスや育児不安を抱える親も増加していることから、乳幼児健診等の場を活用するなど、子育てについて相談がしやすい環境づくりが必要となります。

また、子どもにとって思春期は、一生の中で最も多感で、生涯にわたる健康や生活習慣を確立する大切な期間であることから、家庭や学校、地域の人たちとの連携を強化し、思春期の子ども達の心と身体の問題に対応できるよう体制づくりに努める必要があります。さらには、思春期の健康問題に対する正しい知識の普及・啓発に努めるなど、思春期の心身の健康づくりを支援していく必要があります。

施策の方向

1 - 1 子どもや母親の健康管理

妊娠期から出産期、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、今後も定期的な健診の実施や講座の開催に努めるとともに、母親の出産、子育て不安を解消するための相談体制の充実に努めます。

妊娠・出産を安心してできる保健・医療の充実

妊婦学級、両親学級、妊婦健康相談の周知を図るとともに、妊婦健康診査を必要回数受診するよう指導するなど、妊婦、胎児の健康管理に努めます。

子どもが健康に育つための保健・医療サービスの充実

各健診・相談未受診者に対しては、電話・訪問等で受診の呼びかけを行い、健診事業の充実により親の育児不安の軽減、子どもの健康状態や発達発育の確認、疾病の早期発見につなげます。

子育ての悩みや不安が解消できる体制の充実（虐待予防）

各健診や相談等の開催時に個別に相談に応じたり、必要な家庭に対しては訪問指導の実施や電話やメール等による相談にも対応するなど、母親の子育ての悩みや不安の解消に努めます。

母性・父性についての教育の推進

中学生から母性・父性を育むため、思春期教室の内容の充実と、親の役割を学び、ともに妊娠・出産が迎えられるよう妊婦学級、両親学級の充実を図ります。

子育てに関する意識の向上

子育ての精神的な負担軽減やストレス解消を図り、親同士が互いの知識や情報を交換し、交流を深めることができる機会を提供していきます。

1 - 2 食育の推進

乳幼児期からの正しい食習慣を身につけるため、食に関する学習機会や情報提供を行うとともに、保育所や学校の調理室を活用した食事づくりの体験活動や楽しみながら食の大切さを学ぶことができる子ども参加型の教室などを実施するなど、よりよい食生活習慣が確立されるよう支援していきます。

1 - 3 思春期の健康づくり

思春期における性の問題、喫煙や飲酒などの問題が深刻化し、併せて、きれる子どもや不登校などの心の問題も顕在化しています。これらの問題は思春期における心身の健康上の問題にとどまらず、将来社会生活にも影響を及ぼす恐れがあります。そのため、健康教育や健康情報の提供を行うとともに、保健・教育・医療等との連携や地域社会との連携を推進します。

思春期の保健体制の充実

関係機関との連携を図りながら、小中学校での思春期保健プログラムの作成や出前講座の開催、学校とは別メニューで実施する思春期教室・個別指導等を行います。また、広報誌等による情報提供にも努めます。

1 - 4 小児医療の充実

親子がいつでも安心して適切なサービスが受けられるように、救急医療体制の充実を図り、医療に関する情報提供や啓発を充実します。

2 家庭における子育て支援

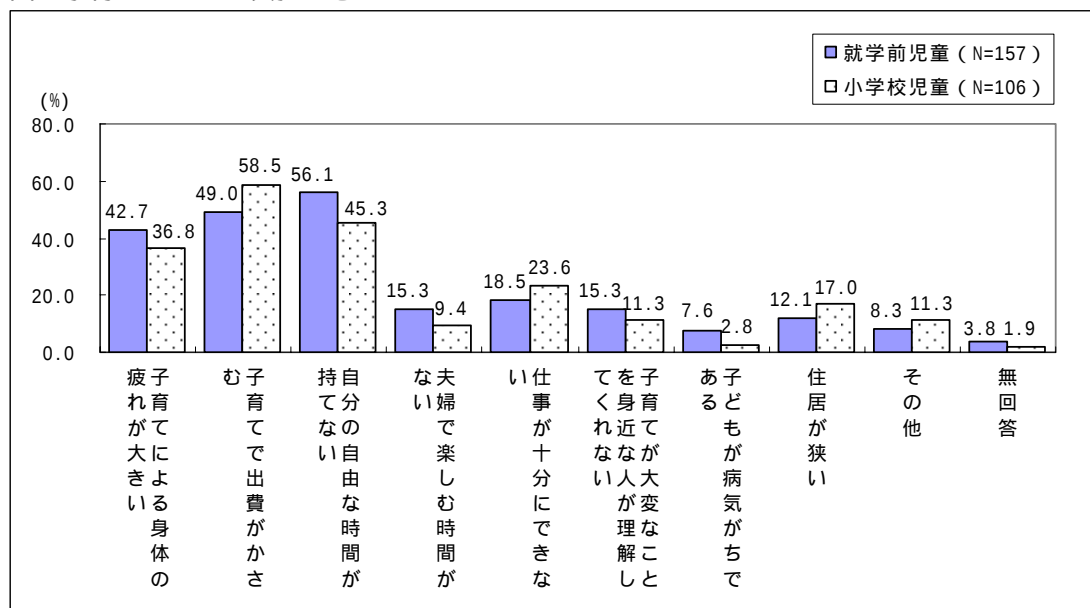
現状と課題

子育てにかかる費用は年々増加の傾向を示しており、子育てに要する経済的な負担が少子化の原因の一つとも言われています。

アンケート調査では、子育てをする上で負担を感じることを、「子育ての出費がかさむ」人が約6割を占めており、本町においても経済的な負担の軽減を希望している人が多く見受けられます。このように、経済的援助は子育て中の親が未来に希望を持ち、安心して子どもを生み育てるために欠かすことのできないものであるといえます。

特に、ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭では一般の家庭より家事、育児などの日常生活や経済的な面で不安や問題を抱えている人が少なくないことから、生活の安定と自立の促進を進めるための子育て、就労、経済的支援の充実を図るなど、日常生活に対する総合的な支援を積極的に進める必要があります。

図：子育てについて負担に感じること



施策の方向

2 - 1 経済的負担の軽減

子育て中の若い保護者にとって、子どもの養育にかかる経済的負担は大きく、そのことが少子化につながる一因ともなっています。そこで、今後も子育て世帯に対しての経済的負担の軽減等の支援に努めます。

乳幼児医療費の公費負担制度の継続

乳幼児等の健康を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、今後も継続的に実施します。多病多受診等、乳幼児等健康診査等の機会を活用するなど、保健指導の実施に努めます。

2 - 2 障がい児家庭への支援

関係機関が連携して、発達の遅れや障がいのある児童の早期発見、早期療育のための事業を実施します。また、障がい児家庭が抱える悩みに対応するため、相談窓口の充実と適切な助言に努めます。

地域療育のためのネットワークの充実

教育委員会・保育所・親子教室・保健センター・その他関係機関が連携してネットワークを構築します。

家族支援の充実

家庭訪問等を通じて個別的な相談・指導に努めます。また、障がいに対する住民の理解や協力を得るための啓発等の活動に努めます。

2 - 3 ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の自立支援を促進するため、母子家庭等医療費助成、母子寡婦福祉資金など経済的支援の充実に努めるとともに、個々の家庭状況に応じて日常生活への支援、就業への支援に努めます。

ひとり親世帯への経済的支援の推進

母子世帯に対する医療費の助成や、生活の自立を支援するための就業・生活資金や子どもの就学資金などを貸し付ける母子・寡婦福祉資金貸付制度の利用などを促進し、経済的な支援に努めます。

3 仕事と子育ての両立支援

現状と課題

本町では、平成21年4月現在、3つの保育所などにおいて保育の受け入れ体制を整備するなど、子どもが心身ともに健やかに育つことができるような環境づくりに努めてきました。しかしながら、女性の様々な形による社会進出が進む一方で、長時間保育など、保護者の保育ニーズも多様化しており、このような保育ニーズに柔軟に対応できる体制づくりが求められています。

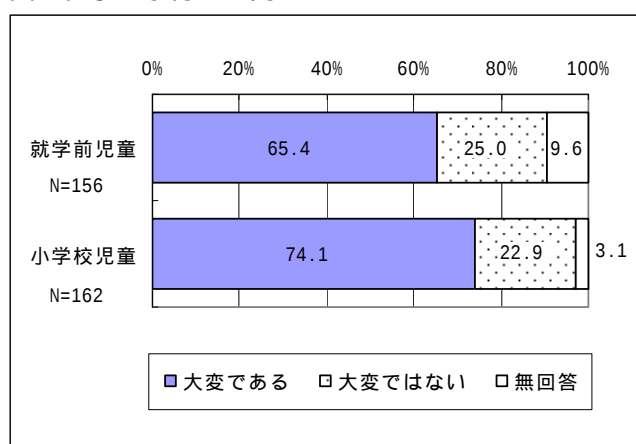
そのため、今後においては、利用者の生活実態及びニーズ等を十分に踏まえ、子どもにとって安全でかつ質の高い保育サービスの提供に努める必要があります。

また、妊娠中や出産後も働き続ける女性が多くなっていますが、働く女性の育児を支えるためには保育サービスだけでなく企業に求められる要素も少なくありません。

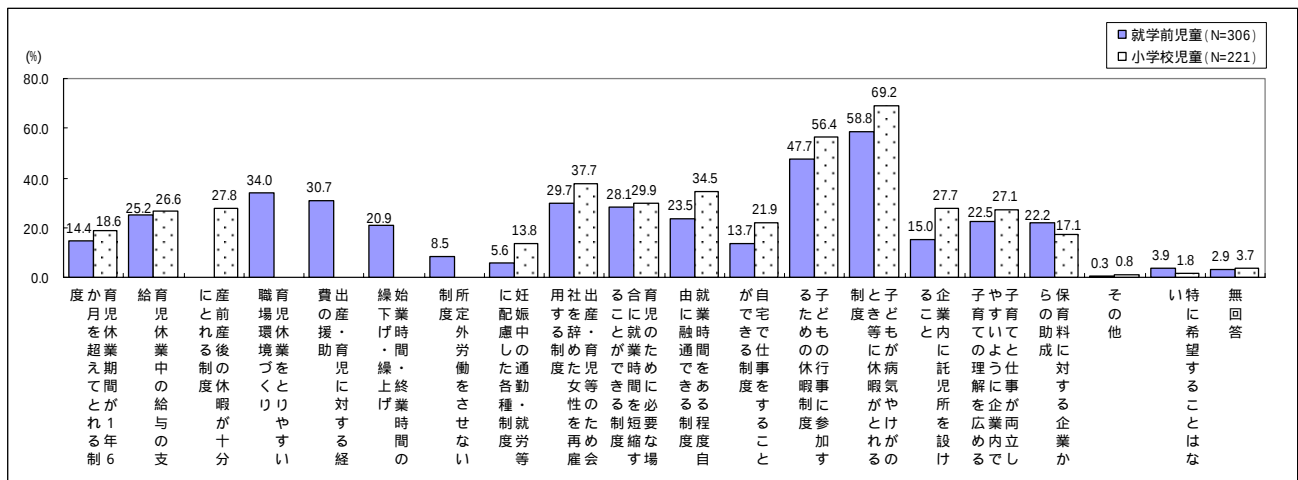
アンケート調査によると、仕事と子育ての両立が大変と感じている人が約7割を占めており、働きながらの子育ての難しさがうかがえます。また、子育てと仕事との両立を図りやすくするために、企業など（職場）における環境整備として望むこととしては、「子どもが病気やけがのときなどに休暇がとれる制度」「子どもの行事に参加するための休暇制度」など育児休暇に関する要望が強くなっています。また、育児休業制度の利用状況については、「利用した」人は約1割程度にとどまっており、希望はあるものの現実的には制度を利用しにくい状況にあることがうかがえます。

そのため、今後は利用しやすい育児休業制度の普及・定着を企業に働きかけるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現のための社会的基盤の整備が望まれます。

図：仕事と子育ての両立について



図：仕事と子育ての両立を図りやすくするために企業に望むこと



施策の方向

3 - 1 多様な保育サービスの充実

女性の就労形態の多様化や利用者の保育ニーズに対応するため、弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めるとともに、安心して子どもを預けられるよう保育所設備の充実に努めます。

保育サービスの充実

良好な保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、特色ある保育の実施に努めます。また、保育士への研修等の充実を図るなど、資質の向上に努めます。

低年齢児保育の充実

現在、町内3か所の保育所において低年齢児保育を実施しています。今後は、保育士を増員するなど、より家庭に近い保育環境づくりに努めます。

延長保育の充実

現在、町内3か所の保育所において早朝保育、19時までの延長保育を実施しています。19時までの希望は少ないものの、今後は、保護者の就業形態や就業時間の多様化などを踏まえ、利用者のニーズを見極めながら対応していきます。

一時保育の充実

現在、町内1か所（第三保育所）の保育所において一時保育を実施しています。今後は利用者のニーズに伴い保育の拡充に努めます。

休日保育の検討

保育ニーズの動向を踏まえながら、休日保育の検討を図ります。

苦情・第三者評価・リスクマネジメント等によるサービスの質の向上

保育所や放課後児童クラブ等への苦情については、その受け付けから解決に至るまでの体制づくりを進めます。また、第三者評価制度、さらに事故等の防止や事故発生時の対応などについて事前に検討しておく危機管理（リスクマネジメント）の体制整備を図り、サービスの質の向上に努めます。

障がい児保育の推進

職員及び、施設の整備、環境の充実を図るなど、それぞれの障がい児に対して適切な援助ができるように努めます。また、保護者、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受けるなど、適切な対応に努めます。

ひとり親家庭支援事業の実施

ひとり親家庭の親などが病気等のため一時的に保育サービスが必要になった場合、コミュニティママ等の家庭生活支援員の派遣や個々の実情に応じたきめ細やかな相談対応を図るなど、ひとり親家庭の子育て支援に努めます。

3 - 2 働きやすい職場環境の整備

誰もが仕事と生活の調和がとれた働き方や暮らし方ができるよう、国の「仕事と生活の調和憲章（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、家庭・地域・企業・行政が一体となってワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、企業や労働者に対する意識啓発や情報提供に努めます。

子育てしやすい職場環境の整備

育児休業制度の普及や休職中の親の職場復帰等を企業に働きかけるなど、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに努めます。

男女共同参画社会の理念の普及

男女がともに家庭と仕事を分かち合える生活や社会を築くために、学校、保育所等においての保護者を対象にした事業、生涯学習等の社会教育での事業、地域子育て支援センター、保健センター等での男女共同参画意識の普及・啓発の推進を図ります。また、町広報誌を活用するなど、男女がともに家庭と仕事を分かちあえる意識の醸成に努めます。

3 - 3 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブは、川辺町放課後児童クラブと川辺西児童保育所の2か所で実施しています。今後も町民のニーズに合わせた放課後児童クラブの充実に努めます。

放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブは、平成19年に1か所から2か所に増設され、利用する児童数も増加しました。今後も利用の増加にあわせて放課後児童クラブの充実に努めます。

子どもを地域で育てるまちづくり

1 安全・安心な生活環境の整備

現状と課題

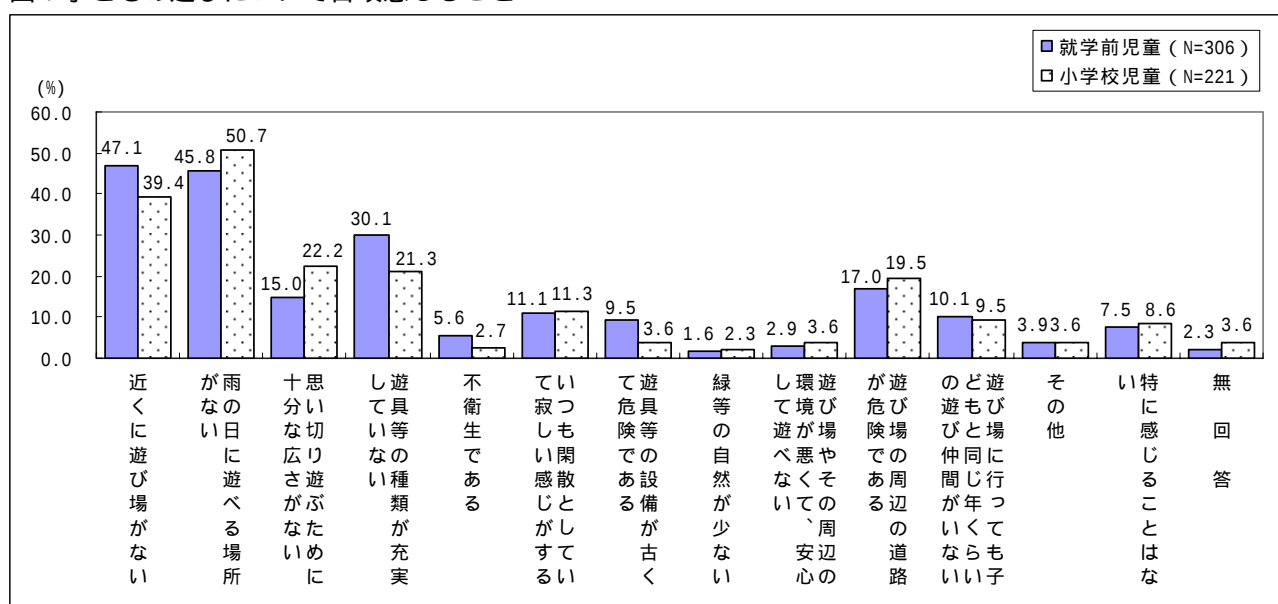
子育てしやすい環境づくりを進めるためには、子どもの遊び場の整備は欠かすことができません。しかしながら、近頃では都市化の進行や子どもを取り巻く環境の変化などにより、子どもの遊び場が減少する傾向にあります。アンケート調査によると、子どもの遊び場について日頃感じることは、「近くに遊び場がない」「雨の日に遊べる場所がない」「遊具などの種類が充実していない」など、施設整備の充実に対する要望が強くなっています。

子どもは“遊び”を通して、豊かな想像力や、協調性など様々なことを学び、成長していくことから、子どもたちにとって身近で安全かつ魅力ある遊び場を充実させる必要があります。

また、子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らすためには、安全な生活環境を整備することが必要です。しかしながら、実際は、子どもにとって危険な道路や交差点がみられ、親子連れや子どもたちが安心して通行できるための整備が十分されているとは言えない状況にあります。

そのため、今後は、子どもや乳幼児を連れた人・妊婦等はもちろん、高齢者や障がい者など、すべての人にやさしく利用しやすいという「ユニバーサルデザイン」の考えに基づき、公共交通機関、道路、公共施設、住宅等の生活環境のバリアフリー化を推進していく必要があります。

図：子どもの遊びについて日頃感じること



施策の方向

1 - 1 子どもの遊び場の充実

子どもは、友だちとの遊びを通して心身を成長発達させ社会性を学びます。しかし、交通環境の悪化などから安全に遊べる場が少なくなりつつあります。そこで、ちびっこ広場等を子どもが安心して遊べる場となるよう努めます。また、関係機関と連携して子どもの生活圏の中で、事故等から子どもを守る道路環境の整備や遊び場等の危険箇所の点検・整備など安全な生活環境整備を推進します。

安全な遊び場の維持・管理

児童公園、ちびっこ広場などの遊び場において、子どもたちが安全で安心して遊ぶことのできるよう維持・管理を図ります。

1 - 2 子どもの安全の確保

近年、子どもが被害者となる交通事故の増加や子どもの連れ去り事件など、子どもの安全が脅かされてきています。子どもたちを犯罪や交通事故から守るためには、行政、地域、警察、保育所、学校などが連携して総合的な交通安全や防犯対策に取り組むことが重要であり、学校付近や通学路におけるパトロールを強化するなど、子どもが犯罪に巻き込まれないような防犯体制の強化に努めます。

交通安全対策の充実

子どもを交通事故から守るために、行政、地域、警察、保育所、学校などとの連携を強化し、総合的な交通安全活動を進めます。また、地域・家庭内での事故防止に向け、あらゆる場を活用しながら安全啓発に努めます。

チャイルドシート着用の啓発

平成12年4月から6歳児未満を自動車に乗せる時にチャイルドシートの着用が義務化されました。子どもの交通事故防止を図るためにも、今後もチャイルドシート着用等の啓発に努めます。

1 - 3 子育てバリアフリー環境の整備

公共施設等において授乳コーナーの設置や乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレ改修などに努めます。学校、保育所、保健センター、教育委員会などの行事の際にはコミュニティママ等による託児サービスなども併せて行い、子育てバリアフリーに努めます。

子育てバリアフリーの推進

新設するトイレはもちろんのこと、既存のトイレについても、和式から洋式に改修する際に合わせ、バリアフリー化に努めるとともに、授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できる多目的トイレを設置するなど、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進していきます。

保育所、小・中学校のバリアフリー推進

障がい児が利用しやすいよう保育所、小学校、中学校の施設の改修の機会に合わせて順次バリアフリー化を推進していきます。

児童館、放課後児童クラブ等への交通手段の確保

児童館、放課後児童クラブ等をできるだけ町内全域の子どもたちが安全に利用できるようにするため、福祉バスの運行などにより交通手段を確保します。

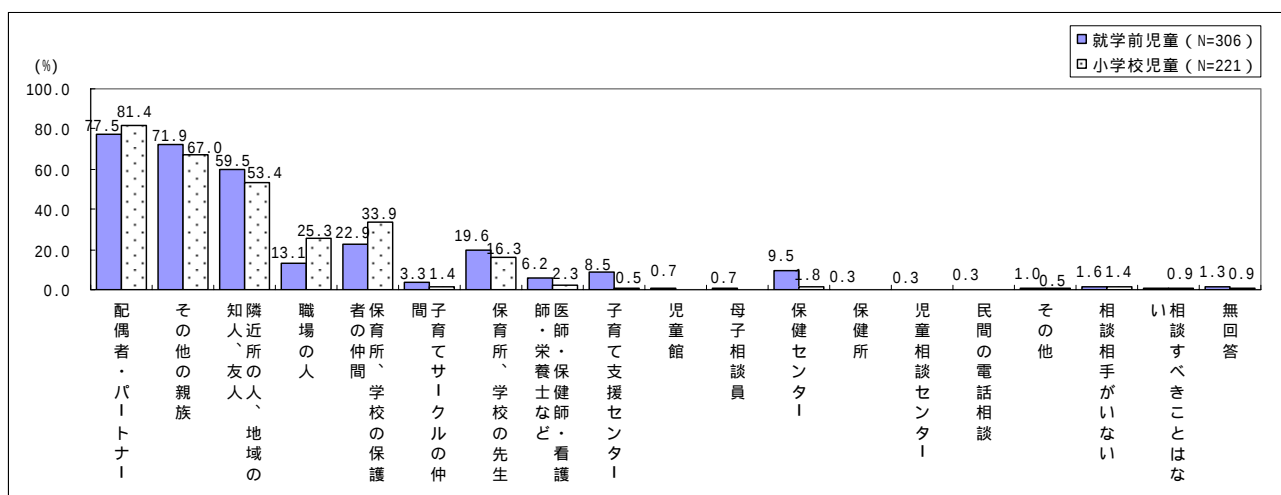
2 地域コミュニティづくり支援

現状と課題

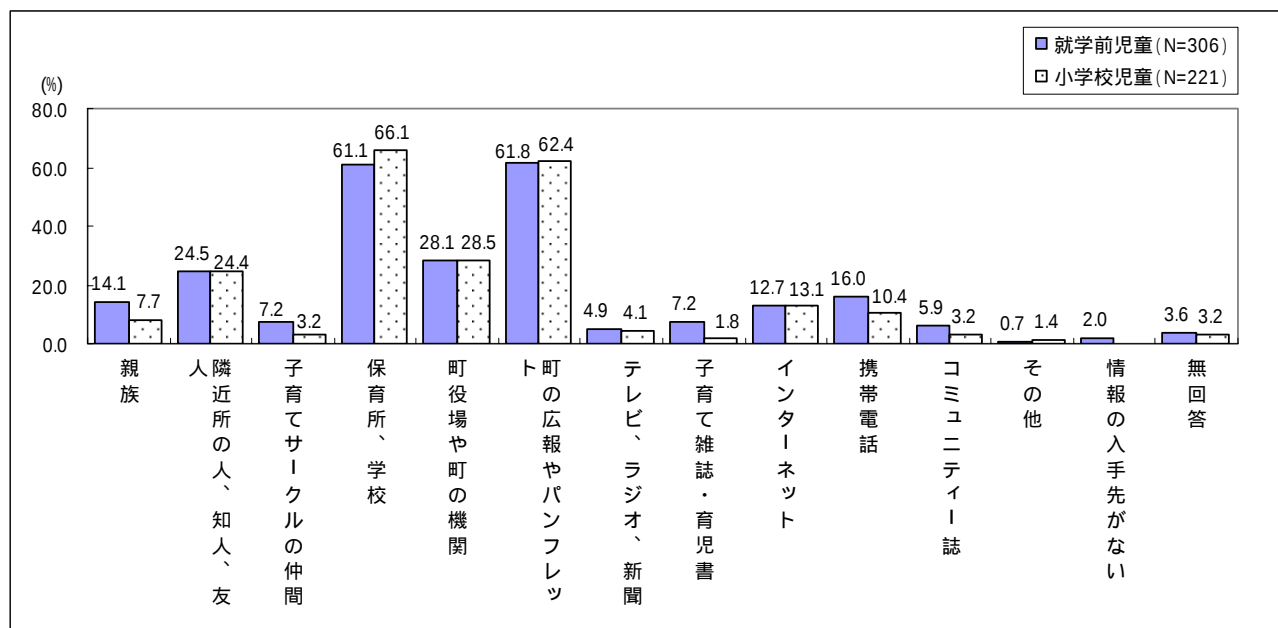
地域は、かつてそこに住む大人たちがみんなで子どもたちを育てる機能を持っていました。しかしながら、都市化の進行などにもとない、隣近所に住む子どもへの関心が薄くなり、近所の子どもを叱ったり、子どもを気にかけてくれたりする大人がいなくなるなど、地域との関わりが薄れつつあります。このような状況は、子育ての孤立化、さらには、子どもへの虐待に発展しかねないことから、地域における子育て支援のネットワークづくりが求められています。

また、少子化や核家族化の進行などにより、育児や子育てに関する悩みを相談できる人もなく、一人で悩み、不安を抱える親も多くなっています。アンケート調査によると、子どもの健康や食事・栄養面などで悩む声が多くあげられていました。また、不安や悩みの相談相手としては、配偶者やパートナー、親族等、身近な人の占める割合が高くなっているのに対し、公的機関へ相談する割合は低くなっています。町の情報提供の手段としては、保育所や学校、広報やパンフレットが突出して多くっており、果たす役割も大きいことがうかがえます。こうした結果を踏まえ、身近なところで気軽に相談できる場所を整備するとともに、町の広報やホームページを活用したきめ細かな情報提供をしていく必要があります。

図：子育てに関する悩みの相談相手



図：子育て支援サービスの希望する入手方法



施策の方向

2 - 1 子育て支援のネットワークづくり

地域の子ども会やボランティア活動、子どもの健全育成活動など、地域における自主的な子育て支援活動の活性化を図るとともに、各団体の情報の共有化や活動の連携の促進など子育て支援のネットワークを推進します。

ITを活用した情報提供

当面は既にある本町のホームページで、やがては地域子育て支援センターにおいて独自のホームページを開設し、子育て情報の提供、あるいはメールによる相談等に対応できるよう努めます。

地域子育て支援センターの充実

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報提供や学習機会の提供、子育てサークル等の育成・支援、また、関係機関との連絡調整等の事業を行い、地域における子育て支援の中心となる「地域子育て支援センター」を平成15年度から第三保育所に設置しています。今後とも地域における子育て支援活動の拠点となる子育て支援センターの充実を図ります。

子育て支援総合コーディネーターの設置

様々な保育サービスや子育て支援事業などの子育て支援サービス情報の提供や、問題をかかえる家族・児童についてのケースマネジメントを行って、サービスの利用援助などの支援を行う子育て支援総合コーディネーターを地域子育て支援センターに配置するよう努めます。

子育て支援ネットワーク協議会活動の推進

子育てをめぐる環境は大きく変化しており、親の持つ子育て上の不安や悩みも多様化しています。特に児童虐待や障がい児療育・教育などにおいて、福祉・保健・教育などに携わる各関係機関がその子どもや家族の個別的課題を共有し、連携して最も適した援助を一体的、総合的に提供できるよう努めます。

子育ていきいきふれあいサロンの開催

児童委員、主任児童委員、福祉推進員、母子保健推進員等が連携して、未就学児を持つ保護者を対象として、できるだけ身近な小地域ごとに母親同士の交流や情報交換の場となるサロンを開催できるよう努めます。

なかよし広場の推進（園庭開放）

町内3ヶ所の保育所で定期的に園庭開放日を定め、家庭で子育てをする親子の遊びや異年齢児との交流、親同士の交流、子育て相談の場としています。今後も一層の拡大に取り組みます。

地域で子育てを支えるための体制整備

地域子育て支援センターとも連携して、子育てサークルの育成・支援に努めるとともに、母子保健推進員、食生活改善推進員による地域活動を強化して、地域住民による子育て支援活動の推進を図ります。

コミュニティママ子育てサポート事業の推進

制度のPRを行って利用の拡大を図るとともに、学校・保育所、教育委員会、保健センター等が開催する事業実施の際に託児サービスとして利用するなどの事業の拡大に取り組みます。

2 - 2 地域のふれあい・交流の促進

地域における子どもの健全育成を進めるため、子ども会活動等、自主的な地域活動を支援します。また、人とのふれあいを通した子どもの成長を図るため、世代間交流や親同士の交流、子ども同士の交流ができるイベント等を開催します。

子どもの意見の反映

子どもの声を反映させるため、子どもたちが集う集会等を活用していきます。

児童館活動の推進

今後とも、ボランティア、保護者、住民等の積極的な協力を得て児童館活動の推進に努めます。

児童健全育成・子育て支援ボランティアの養成

平成 20 年より、町内の子育て支援機関と連携して、家庭教育支援チームと一緒に研修会を実施しています。今後さらに研修会を充実させるなど、資質の向上に努めます。また、町内の子育て支援機関と情報交換・連携の強化を図りながら、親同士の交流を広げ、子育て中の親に寄り添う支援を検討していきます。

子どもの地域活動・ボランティア活動の充実

各地区の子ども会活動を活性化させるためには、企画段階から子どもの参画が必要です。そのため、高学年児童をインリーダー研修会等への参加を促します。また、こうした各種研修会への参加により積極性や協調性を育て、子ども会のリーダーとしての資質を養います。

多世代交流の推進

わくわく子ども教室などを通じて多世代交流の推進を図ります。

保育所地域活動事業の実施

これまでも高齢者との世代間交流や異年齢児交流、子育て家庭育児講座などを開催してきました。今後も交流団体によるカリキュラム、年間計画を立て、ともに育ち合える交流の実施を検討していきます。

週5日制に対応する活動の推進・子どもの居場所づくり

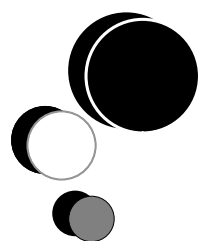
わくわく子ども教室などの枠を拡大していくとともに、新規募集を行うなど、教室運営の幅を広げていきます。児童館など他施設との連携を図るなど、参加者の増加につながるよう体制の整備に努めます。また、地域の情報を集め、人材発掘に努めます。

電話相談窓口の開放

相談内容によっては、直接面接指導に結びつけるよう指導に努めるとともに、保健師又は管理栄養士が随時相談を受けられる体制を整備します。

地域健全育成活動の推進

子どもの活躍の場を増やすとともに、子どもたちの主張に対して町が取り組んだ活動などの報告も検討していきます。また、地区で活躍している子どもの実践発表や地区の特徴的な活動の紹介など、発表内容を増やすための検討をしていきます。



第5章 計画の数値目標

将来人口推計

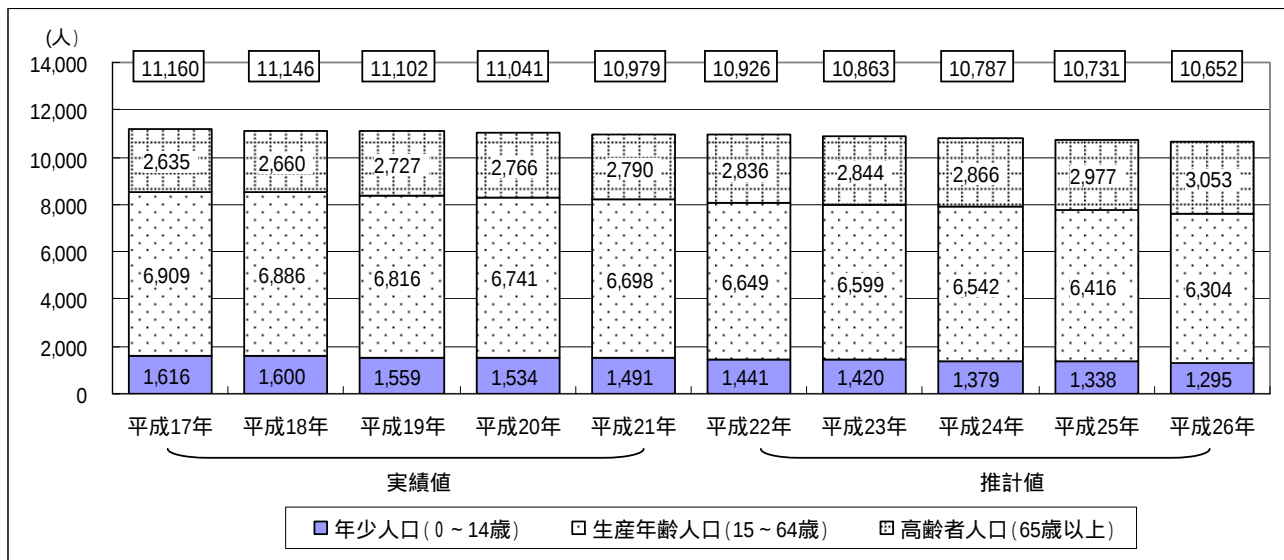
1 総人口

人口推計にあたっては、平成17年から平成21年の住民基本台帳（外国人登録人数を含む）の人口を用いて、*コホート要因法により算定を行いました。

計画の目標年度となる平成26年における総人口は10,652人となることが予測され、人口の推移をみると緩やかに減少していくことが予測されます。

また、年齢階層別人口構成比についてみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

図：人口の推移



* コホートとは、同年（又は同期間）に出生した集団のことをいい、コホート要因法とは、ある年齢別人口に出生率や移動率などの仮定値を用いて推計年の将来人口を求める方法です。

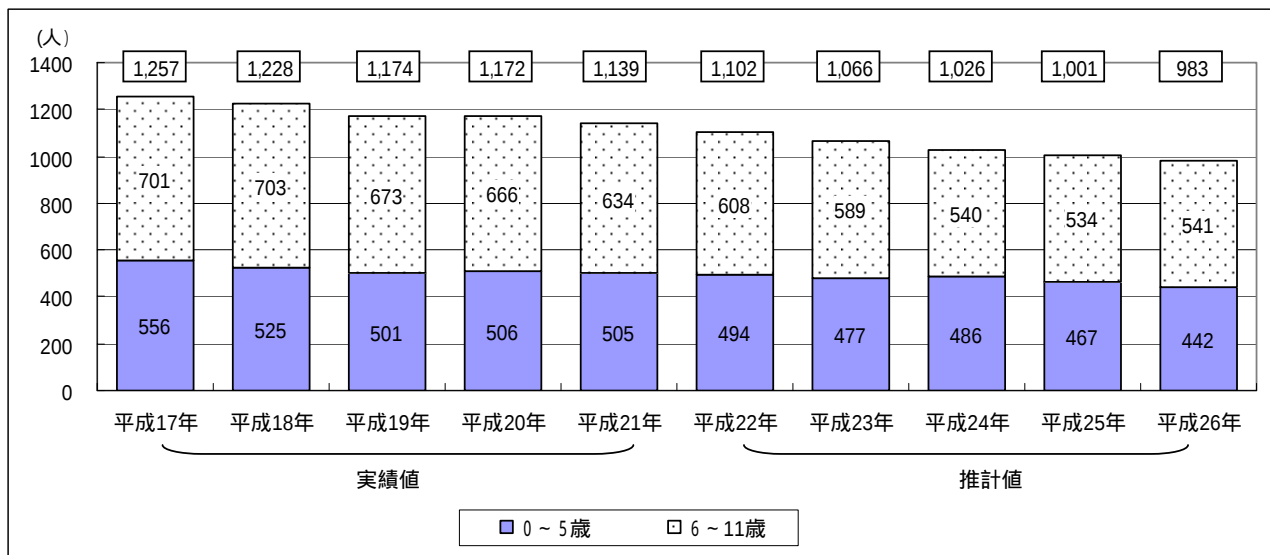
2 児童人口

推計によると、児童人口は減少傾向にあり、今後もその傾向は続いていくことが予測されます。

表：児童人口の推計

	実績					推計				
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
0 歳	82	62	88	82	76	71	68	67	65	63
1 歳	87	89	62	87	89	79	74	71	70	67
2 歳	89	92	86	66	90	92	82	77	74	73
3 歳	83	90	86	96	66	91	93	83	78	75
4 歳	102	88	89	87	93	66	92	94	84	78
5 歳	113	104	90	88	91	95	68	94	96	86
0～5 歳 計	556	525	501	506	505	494	477	486	467	442
6 歳	113	119	103	89	91	92	96	69	95	97
7 歳	115	116	118	102	90	91	92	97	70	95
8 歳	118	117	114	119	102	90	91	92	97	70
9 歳	104	117	118	117	119	102	90	91	92	97
10 歳	129	102	118	118	114	118	101	89	90	91
11 歳	122	132	102	121	118	115	119	102	90	91
6～11 歳 計	701	703	673	666	634	608	589	540	534	541
計	1,257	1,228	1,174	1,172	1,139	1,102	1,066	1,026	1,001	983

図：推計児童数の推移



数値目標の設定

1 1 2 事業の目標事業量の設定

本計画をより実践的な行動計画とするため、国が示した 12 の事業について具体的な数値目標を掲げます。

数値目標の設定にあたっては、平成 21 年度に実施した「子育てに関するアンケート調査」により得られたニーズ量をもとに、本町における供給基盤と合わせて検討した上で設定しました。目標事業量を踏まえて、今後もより良いサービスの充実を目指します。

表：12 事業の現状及び目標事業量

事業名		現在事業量	目標事業量
		平成 21 年度	平成 26 年度
通常保育事業	0～2 歳児	27 人	41 人
	3～5 歳児	228 人	171 人
	計	255 人	212 人
特定保育事業		-	- か所
延長保育事業		3 か所	3 か所
夜間保育事業		-	- か所
トワイライトステイ事業		-	- か所
休日保育事業		-	- か所・人
病児・病後児保育事業		-	- か所・日数
放課後児童健全育成事業		2 か所	2 か所
地域子育て支援拠点事業		1 か所	1 か所
一時預かり事業		1 か所	1 か所
ショートステイ事業		-	- か所
ファミリー・サポートセンター事業		-	- か所

2 川辺町における数値目標の設定

1 計画全体の評価指標

計画全体の評価指標として平成 21 年度に実施したアンケート結果から「子育ての不安感・負担感」、「子育てのしやすさ」、「地域に支えられていると感じる度合い」を設定しました。

計画の目標値は現状の数値を踏まえており、目標年度は計画最終年度の平成 26 年度としています。

次回計画見直し時にアンケート調査から設定した評価項目にて評価を行います。

(1) 子育ての不安感・負担感

評価指標	現状 (H21)	目標 (H26)
■子育ての不安感・負担感 ・子育ての不安感や負担感を持つ保護者の割合 (「とても感じる」、「どちらかといえば感じる」の合計)	就学前 51.3% 小学校 47.9%	就学前 46% 小学校 43%

■主な事業・取り組み

- ・保育サービスの充実 (63 頁)
- ・放課後児童クラブの充実 (65 頁)
- ・地域子育て支援センターの充実 (70 頁)
- ・子育ていきいきふれあいサロンの開催 (71 頁)
- 等

(2) 子育てのしやすさ

評価指標	現状 (H21)	目標 (H26)
■子育てのしやすさ ・子育てのしやすいまちと思う保護者の割合 (「そう思う」、「まあそう思う」の合計)	就学前 65.1% 小学校 59.7%	就学前 72% 小学校 66%

■主な事業・取り組み

- ・保育サービスの充実 (63 頁)
- ・放課後児童クラブの充実 (65 頁)
- ・乳幼児医療費の公費負担制度の継続 (61 頁) 等

(3) 子育てが地域に支えられていると感じる度合い

評価指標	現状 (H21)	目標 (H26)
■子育てが地域に支えられていると感じる度合い ・子育てが地域の人(もしくは社会で)支えられていると感じる割合 (「感じる」「まあ感じる」の合計)	就学前 62.1% 小学校 67.0%	就学前 68% 小学校 74%



■主な事業・取り組み

- ・地域で子育てを支えるための体制整備(71頁)
- ・子育て支援ネットワーク協議会活動の推進(71頁)
- ・児童健全育成・子育て支援ボランティアの養成(72頁) 等

2 施策レベルの評価指標

施策レベルにおいては「多様な保育サービスの充実」、「ワーク・ライフ・バランス」などの本計画で重点的に推進する施策について評価指標を設定し、現状のアンケート結果から目標を定めました。

(1) 多様な保育サービスの充実

評価指標	現状 (H21)	目標 (H26)
■保育サービスの利便性 ・希望した時、すぐに保育所を利用できた割合 (「利用できた・利用できている」)	就学前 79.3%	就学前 83%



■主な事業・取り組み

- ・保育サービスの充実(63頁)
- ・一時保育の充実(63頁) 等

(2) 児童館等の利用しやすさ

評価指標	現状 (H21)	目標 (H26)
■ 児童館の利用しやすさ ・子育てをする上で利用しやすい割合 (「利用しやすい」「どちらかといえば利用しやすい」の合計)	小学校 43.5%	小学校 48%

■ 主な事業・取り組み
・ 児童館活動の推進 (72 頁) 等

(3) 仕事と生活のバランス (ワーク・ライフ・バランス) について

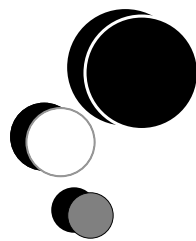
評価指標	現状 (H21)	目標 (H26)
■ ワーク・ライフ・バランスの評価 ・ 仕事と生活のバランスが取れている割合 (「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計)	就学前 41.2% 小学校 43.9%	就学前 45% 小学校 48%

■ 主な事業・取り組み
・ 保育サービスの充実 (63 頁)
・ 放課後児童クラブの充実 (65 頁)
・ 子育てしやすい職場環境の整備 (64 頁)
・ 男女共同参画社会の理念の普及 (64 頁)
等

(4) 仕事と子育ての両立について

評価指標	現状 (H21)	目標 (H26)
■ 仕事と子育ての両立が難しいと感じる度合い 「仕事と子育ての両立は大変である」の割合 (「とても大変」「どちらかといえば大変である」の合計)	就学前 65.4% 小学校 74.1%	就学前 59% 小学校 67%

■ 主な事業・取り組み
・ 保育サービスの充実 (63 頁)
・ 放課後児童クラブの充実 (65 頁)
・ 子育てしやすい職場環境の整備 (64 頁)
等



第6章 計画の推進にあたって

計画の推進体制の整備

1 庁内における推進体制の充実

本計画は子どもや子育て家庭を取り巻く様々な分野が関わっており、庁内の各課や関係機関の多くが実施主体となっています。1つ1つの施策については、それぞれの実施主体が責任を持って進めていくことになりますが、本町全体がよりよい子育て支援環境のまちとなるためには、それぞれの実施主体が連携して計画全体を推進していく必要があります。

そのため、本計画の推進にあたっては、各課や関係機関との連携を強化し、これまで以上に連携を強化していきます。

2 住民の主体性を重視した子育て環境づくり

多様化した子育てニーズにきめ細かく対応していくには、行政のみの支援では実現できません。町民自らが子育て意識を高め、児童の健全育成に責任を持つことが、今後、町全体での子育て支援環境づくりを進めていくことにつながります。

そのため、計画の推進にあたっては、町民に対する本計画の周知と子育て支援環境づくりの啓発を図るとともに、町民や子育て支援団体、ボランティアなどの各種関係団体との連携・協力を図りながら計画を推進していきます。